

個人情報ファイルの名称	生活保護業務システム	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護事務の適正な執行のため	
記録項目	1基本情報(氏名、住所、生年月日、性別、保護受給履歴)、2認定・扶助関連情報(世帯情報、世帯員情報、関係機関調査結果、結果収入認定・生活扶助支給情報、住宅扶助支給情報、教育扶助支給情報、医療扶助支給情報、介護扶助支給情報、一時扶助支給情報、債権決定・納付情報、成人健診・保健指導情報等)、3相談業務関連情報(生活の現状、過去の状況、扶養・親族関係、施設等入所状況、収入状況、他法活用の状況、救急搬送通知の状況 等)	
記録範囲	生活相談者(生活保護受給者を含む。)	
記録情報の収集方法	生活相談者(生活保護受給者を含む。)及び関係各課・機関、保健福祉総合情報システム、基幹システム(SKY2)、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会、東京都住宅供給公社からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	関係各課・機関、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会、東京都住宅供給公社	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	相談記録兼世帯台帳	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	保健福祉総合相談の相談経過及び相談内容の把握のため	
記録項目	1本人氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6緊急連絡先、7世帯構成、8家族構成と年齢、9経済状況、10加入健康保険の状況、11医療費助成制度の状況、12健康状況、13医療状況、14障害の状況、15病歴、16住居状況、17生活歴、18相談者氏名、19連絡先、20本人との関係、21相談日、22相談者、23相談手段、24相談場所、25相談内容、26収受・対応内容、27対応者の氏名	
記録範囲	支援対象高齢者及び障害者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、本人・家族・関係機関からの聞き取り、申請書の提出等による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	保健福祉サービス等事故報告書	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部保健福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	保健福祉サービスの提供に伴い発生した事故報告の内容について、事故への対応その他の事項について不適切なところがあると認めたときに、事業者に改善に向けた助言等を行うために利用する。	
記録項目	1 提出年月日、2 事業者情報(事業者名、所在地等)、3 事業所情報(事業所名、所在地、責任者・担当者の氏名、連絡先、サービス種別等)(介護保険法に基づく保健福祉サービスの場合にあつては、居宅介護支援事業所の名称、所在地、担当者の氏名・連絡先)、4 利用者情報(氏名、住所、生年月日、年齢、要介護度又は障害の程度等)、5 事故の概要及び事故発生時の対応、6 家族等への報告(報告の有無、家族の氏名、住所、利用者との続柄、連絡先等)、7 事故発生後の状況(利用者の状況等)、8 事故の原因分析(本人要因、職員要因、環境要因の分析等)、9 再発防止策(手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期・結果等)、10 損害賠償の有無(状況等)	
記録範囲	事故報告書が提出された者	
記録情報の収集方法	保健福祉サービス等提供事業者からの提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	保健福祉政策部保健福祉政策課が最終的な取りまとめ担当課であり、原本を保管している。なお、事故報告書の提出先は各総合支所保健福祉センター又は保健福祉サービス等の所管課としている。	

個人情報ファイルの名称	保健福祉サービス等苦情報告書	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部保健福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	保健福祉サービスの提供に伴い発生した苦情報告の内容について、苦情等への対応その他の事項について不適切なところがあると認めたときに、事業者に改善に向けた助言等を行うために利用する。	
記録項目	1 苦情概要(受付日、内容(要旨)、苦情等への対応状況)、2利用者及び申立者の情報(氏名、住所、年齢、連絡先、要介護度、障害区分等)、3事業者情報(事業者名、所在地、担当者の氏名、連絡先等)、4サービスの種別・苦情等の分類	
記録範囲	苦情報告書が提出された者	
記録情報の収集方法	保健福祉サービス等提供事業者及び苦情・相談を受けた担当課からの提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	保健福祉政策部保健福祉政策課が最終的な取りまとめ担当課であり、原本を保管している。なお、事業所が提出する苦情報告書の提出先は各総合支所保健福祉センター又は保健福祉サービス等の所管課としている。	

個人情報ファイルの名称	苦情申立書	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部保健福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	苦情審査会に諮問し、保健福祉サービス等の適用又は提供に係る区民からの苦情を的確に処理することを目的とする。	
記録項目	1本人情報(氏名、住所、生年月日、電話番号等)、2申立人情報(氏名、住所、電話番号、本人との関係)、3苦情に係る事実のあった年月日、4事業名又はサービス名、5申立内容(申立人が記載した病歴、障害区分等を含む。)、6サービスを申請した窓口、7事業者情報(サービスを提供している事業者の名称、所在地、電話番号等)、8他の不服申立て制度への手続きの有無	
記録範囲	苦情対象サービスの利用者及び苦情申立書を提出した者	
記録情報の収集方法	申立人からの苦情申立書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	臨時特別給付金システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部保健福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	給付金申請書の発送対象者の抽出及び支給可否の審査のため	
記録項目	1氏名(通称名を含む。)、2住所、3郵便番号、4生年月日、5個人番号、6性別、7申請書整理番号、8世帯番号、9宛名番号、10続柄、11異動事由、12異動日、13異動届出日、14住民日、15住定日、16住定届出日、17住民区分、18在留カード番号、19在留資格、20在留期間、21在留終期、22国籍コード、23前回口座情報、24生保受給有無、25申請書発送日、26申請書回答日、27申請書回答区分、28申請書再発行日、29勸奨通知発送日、30支給判定日、31振込予定日、32口座情報(金融機関名、支店名、口座区分、口座番号、口座名義)、33支給金額、34代理人氏名、35申請者との関係、36代理委任区分、37代理人郵便番号、38代理人住所、39メモ(障害の有無、DV等の記述を含む。)、40住民税課税区分、41本人税、42扶養者税	
記録範囲	令和3年12月10日時点で世田谷区に住民登録のある者、令和3年12月10日から令和5年3月30日までに世田谷区に住民登録された者	
記録情報の収集方法	本人からの収集並びに公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律を根拠とした収集及び利用による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	委託先(トッパン・フォームズ株式会社、富士通Japan株式会社)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	重点支援給付金システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部保健福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	給付金申請書の発送対象者の抽出及び支給可否の審査のため	
記録項目	1氏名(通称名を含む。)、2住所、3郵便番号、4生年月日、5個人番号、6性別、7申請書整理番号、8世帯番号、9宛名番号、10続柄、11異動事由、12異動日、13異動届出日、14住民日、15住定日、16住定届出日、17住民区分、18在留カード番号、19在留資格、20在留期間、21在留終期、22国籍コード、23前回口座情報、24生保受給有無、25申請書発送日、26申請書回答日、27申請書回答区分、28申請書再発行日、29勸奨通知発送日、30支給判定日、31振込予定日、32口座情報(金融機関名、支店名、口座区分、口座番号、口座名義)、33支給金額、34代理人氏名、35申請者との関係、36代理委任区分、37代理人郵便番号、38代理人住所、39メモ(障害の有無、DV等の記述を含む。)、40住民税課税区分、41本人税、42扶養者税	
記録範囲	・令和5年6月1日時点で世田谷区に住民登録のある者、・令和5年6月1日から令和5年12月28日までに世田谷区に住民登録された者	
記録情報の収集方法	本人からの収集並びに公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律を根拠とした収集及び利用による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	委託先(富士通Japan株式会社、TOPPANエッジ株式会社)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	
個人情報ファイルの利用目的	災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の名簿(対象者名簿・同意者名簿)及び個別避難計画を作成し、支援に役立てるため。	
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6電話番号、7FAX番号、8メールアドレス、9世帯主名、10健康状態、11障害の有無及び程度、12居住状況、13介護支援事業者名等、14施設入所情報、15介護保険被保険者番号、16外部提供の可否、17避難場所、18緊急時の連絡先、19避難支援等実施者情報、20避難時に配慮しなくてはならない事項、21世帯番号、22続柄、23異動日、24異動事由、25転出先、26調査票送付日、27調査票收受日	
記録範囲	避難行動要支援者	
記録情報の収集方法	保健福祉総合情報システム及び汎用台帳システムからの抽出、本人からの申し出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	対象者名簿:町会・自治会、民生・児童委員、個別避難計画:本人から申し出のあった支援者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	民生委員・児童委員・推薦会委員・内申協委員個人調書等	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	民生委員活動の連絡調整、民生委員の推薦のため	
記録項目	【民生委員・児童委員】 1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5電話番号、6住所、7現住所在住期間、8地方議員の選挙権の有無、9職業、10勤務場所、11勤務態様、12勤務日数、13勤務時間、14通勤時間、15通勤手段、16民生委員歴、17民協出席率、18活動記録提出率、19参考となる主な経歴、20世帯員の状況 21表彰歴、22民生委員役職歴、23都民連役職歴 【推薦会委員】 1氏名、2役職、3金融機関名、4支店名、5預金種別、6口座番号、7住所、8電話番号、9個人番号、10扶養親族氏名、11扶養親族の個人番号 【内申協委員】 1氏名、2住所、3電話番号、4役職	
記録範囲	・民生委員・児童委員に推薦、委嘱された者、・推薦会委員、内申協委員に委嘱された者	
記録情報の収集方法	書類の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	・庁内関係部署、学校、社会福祉協議会の情報提供、・民生委員児童委員会議資料への掲載	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部政情課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	社会福祉協議会役員等名簿	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会に対する連絡調整のため	
記録項目	1氏名、2役職、3肩書(地区含む)	
記録範囲	世田谷区社会福祉協議会の役員	
記録情報の収集方法	世田谷区社会福祉協議会からの提供による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	赤い羽根共同募金運動協力員名簿	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	赤い羽根共同募金事務の連絡調整のため	
記録項目	1氏名、2郵便番号、3住所、4電話番号、5役職	
記録範囲	赤い羽根共同募金運動の協力員に委嘱された者	
記録情報の収集方法	書類の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	社会福祉法人世田谷ボランティア協会役員等名簿	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	区内ボランティア活動の活発化を図るため、社会福祉法人世田谷ボランティア協会の運営を援助し、ボランティア活動に関する連絡調整を行うため	
記録項目	1氏名、2職業・職歴、3地位	
記録範囲	世田谷ボランティア協会役員に就任された者	
記録情報の収集方法	書類の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	生活困窮者自立支援統計システム	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	生活困窮者自立支援法に基づく支援対象者の情報管理及び適切な支援実施のために利用する。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6メールアドレス、7相談対象者に関する情報(氏名、続柄、生年月日等)、8家族に関する情報(氏名、続柄、所属・職業等)、9相談内容、10本人同意の有無、11相談経路・相談歴、12主訴・状況(生活歴、家族・地域関係・住まいの状況、健康・障害の状況、収入・公的給付・債務等の状況、職業・職歴等)、13緊急支援の内容、14課題・特性、15支援方針、16スクリーニング内容、17就労状況、18支援プランの作成に関する情報(解決したい課題、目標、プラン内容等)、19支援プランの評価に関する情報(目標の達成状況、見られた変化、利用実績等)、20支援経過(対応方法、対応相手先、対応内容等)	
記録範囲	自立相談支援機関又は各総合支所保健福祉センター生活支援課に生活困窮に関する相談をした者	
記録情報の収集方法	電話、面談、電子メール、「相談受付・申込票」の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	住居確保給付金管理台帳	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住居確保給付金の支給対象者の情報管理及び適切な支給のために利用する。	
記録項目	1宛名番号、2氏名、3住所、4生年月日、5世帯状況、6離職等の状況、7不動産仲介業者等情報、8賃貸借契約内容、9収入・預貯金額、10支援決定内容(支給月、支給日、支給金額等)、11就職状況、12支給中止・返金内容、13支給停止・再開内容、14生活保護受給状況、15支援経過	
記録範囲	生活困窮者住居確保給付金申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	電話、面談、電子メール、生活困窮者住居確保給付金申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	若者総合支援センター	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	若者総合支援センター利用者の支援のために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4職業、5世帯構成、6保有資格、7学歴、8職歴、9障害名、10障害特性、11現在の生活状況、12評価内容、13相談内容、14他機関の相談履歴、15メールアドレス	
記録範囲	若者総合支援センター利用者	
記録情報の収集方法	若者総合支援センターからの提供による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	生活保護・支援給付システム	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	特定中国残留邦人等の支援対象者の情報管理及び適切な支援実施のために利用する。	
記録項目	1国籍、2氏名、3住所、4親族関係、5世帯主との続柄、6性別、7生年月日、8電話番号、9本籍、10公的扶助の受給内容、11社会保険の加入状況、12収入、13医療機関名、14介護サービス等受給内容、15公費負担医療受給の有無、16障害の有無及び程度、17家賃、18金融機関口座番号、19入院病院、20入所施設	
記録範囲	中国残留邦人等及びその家族	
記録情報の収集方法	電話、面談による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	関係各課・機関、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会、東京都住宅供給公社	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	旧軍人援護システム	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	恩給法等各関係法に基づく請求書類の受付・進達、裁定通知書の交付及び国債の代理受領・交付・買い上げ・担保貸付、慰霊巡拝の受付等を行うため	
記録項目	1戸籍的事項、2住所、3旧軍人のもとの身分、4弔慰金の受給内容、5特別給付金の受給内容、6特別弔慰金の受給内容、7電話番号	
記録範囲	恩給法等各関係法に基づく請求を受理した者	
記録情報の収集方法	恩給法等各関係法に基づく請求を提出した者からの請求書等の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	東京都	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	福祉資金貸付システム(区民生活事業資金)	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	区民生活事業資金における償還事務のために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5本籍、6続柄、7死亡年月日、8借受人との関係、9電話番号、10口座内容、11貸付状況、12償還状況、13郵送区分、14交渉経過(事業の状況、家庭状況、公的扶助の受給状況、財産状態、書類收受の状況、収入状況、保証人の状況、居住状況、被災状況等)	
記録範囲	区民生活事業資金の債務者	
記録情報の収集方法	申請書等の提出及び電話、面談等の聞き取りによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	福祉資金貸付システム	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	福祉資金貸付における貸付及び償還事務のために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5本籍、6続柄、7死亡年月日、8借受人との関係、9電話番号、10口座内容、11学校の状況、12婚姻及び離婚の状況、13貸付状況、14償還状況、15郵送区分、16交渉経過(家庭状況、公的扶助の受給状況、財産状態、書類收受の状況、収入状況、保証人の状況、居住状況、被災状況等)	
記録範囲	福祉資金の債務者	
記録情報の収集方法	申請書等の提出及び電話、面談等の聞き取りによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	高額療養費等貸付資金貸付台帳	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部国保・年金課	
個人情報ファイルの利用目的	高額療養費等の貸付けおよび貸付金の回収のために利用する。	
記録項目	1 貸付番号、2 貸付の種類、3 記号番号、4 氏名、5 生年月日、6 住所、7 連帯保証人情報、8 貸付金額、9 貸付年月日、10 返済(振替)金額、11 返済(振替)完了年月日、12 納付書・督促状発行記録、13 交渉記録	
記録範囲	申請書を提出した者及びその家族	
記録情報の収集方法	申請を行う者からの申請書等の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	国民健康保険ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部国保・年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険事業運営のため。	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	国民健康保険の被保険者	
記録情報の収集方法	各種申請書、東京都国民健康保険団体連合会からの情報提供、国保情報集約システムによる。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	東京都国民健康保険団体連合会、国保情報集約システム	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

記録項目（別紙）

【資格関係】

1住所、2氏名、3続柄、4性別、5生年月日、6電話番号、7送付宛名情報、8国保記号番号、9資格取得情報(取得日、届出日、取得事由)、10資格喪失情報(喪失日、届出日、喪失事由)、11資格異動情報(異動日、届出日、異動事由)、12退職者情報、13退職者受給情報(受給開始年月、裁定年月日)、14学生特例・住所地特例情報、15外国人該当・通称名使用情報、16保険証情報(種類別、交付歴、記番歴)、17高齢受給者証情報(負担区分、交付歴)、18世帯主履歴情報、19住登外加入情報、20介護2号適用除外情報

【保険料賦課関係】

1納付義務者情報、2年保険料(基礎分、支援金分、介護分)、3個人別内訳保険料、4期別保険料、5軽減・減免保険料、6住民税額、7所得情報、8その他賦課情報(賦課期日、世帯構成人数、通知年月日等)

【給付関係】

1記号番号、2住所、3氏名、4性別、5生年月日、6世帯主名、7所得区分、8医療機関名、9受診月、10受診日数、11医療費、12公費、13貸付、14金融機関、15口座番号、16保険料未納額、17充当額、18延滞金、19結核・精神療養給付金設定期間、20出生児氏名、21出産日、22葬祭執行人氏名、23葬祭執行人電話番号、24葬祭執行人住所、25特定疾病名

個人情報ファイルの名称	国民年金ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部国保・年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金の資格、保険料免除、給付に係る事務処理のため	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	世田谷区に住民登録のある者	
記録情報の収集方法	日本年金機構からの情報提供、本人又は代理人からの年金資格に関する届出、年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請、年金請求書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

記録項目（別紙）

【被保険者（世帯員）情報】

1宛名番号、2氏名、3郵便番号、4住所、5住民消除事由、6住民区分、7個人番号、8基礎年金番号、9登録生年月日、10年齢、11性別、12取得日、13被保険者種別、14取得事由、15喪失日、16喪失予定表示、17喪失事由、18喪失理由、19免除状態区分、20免除申請、21処理状態、22通称名優先区分、23電話番号、24給付種別、25付加種別

【資格情報】

1取得日、2取得届出日、3取得事由、4取得理由、5喪失日、6喪失届出日、7喪失事由、8喪失理由、9喪失予定日、10高齢任意区分、11付加加入日、12加入届出日、13付加種別、14付加脱退日、15付加脱退届出日、16付加脱退理由、17国内協力者氏名、18国内協力者郵便番号、19国内協力者住所、20国内協力者方書、21国内協力者電話番号、22国内協力者続柄、23受付日、24受付番号、25受付場所、26届書名、27送付日

【免除・納付猶予・学生納付特例情報】

1区分、2受付日、3機構受付、4継続申請、5裁定日、6裁定結果、7免除期間、8該当日、9該当理由、10送付日、11終了日、12消滅理由、13受付番号

【老齢・障害・遺族年金給付情報】

1受付日、2年金コード、3送付日、4請求年齢、5代理人氏名、6代理人続柄、7決定日、8受給権発生年月、9支給開始年月、10振替加算の有無、11年金額、12障害区分、13障害請求事由、14他年金の有無、15初診日、16認定日、17加算額対象者宛名番号・氏名・生年月日・年齢、18診断書種類、19受付場所、20届書種類、21報告日、22裁定日、23裁定結果、24年金種別、25死亡者基礎年金番号、26請求者続柄、27請求者所得、28所得年度、29請求者宛名番号、30障害の有無、31生年月日／死亡日、32請求者生年月日／年齢、33加算人数、34改定日、35遺族改定理由、36停止等日付、37遺族支給停止区分、38遺族停止理由

【老齢福祉年金給付情報】

1証書記号、2証書番号、3受給権取得日、4入所施設、5他年金有無、6証書交付の有無、7備考、8支給区分、9支給額、10停止期間開始年月、11停止期間終了年月、12支払郵便局、13配偶者宛名番号、14扶養義務者宛名番号、15該当日、16続柄、17配偶者氏名／生年月日／年齢、18扶養義務者氏名／生年月日／年齢

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部国保・年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度の運営のため	
記録項目	1後期高齢者医療被保険者の資格に係る情報(氏名、住所、性別、生年月日、被保険者番号、健康保険加入状況、資格確認書交付状況等)、2後期高齢者医療保険料その他の徴収金の徴収及び滞納処分に関する情報(氏名、住所、性別、生年月日、被保険者番号、賦課年度、保険料額、納期限、口座情報、保険料徴収・収納状況、延滞金・還付加算金の状況、滞納処分状況、生活状況等)、3後期高齢者医療の保険給付に係る申請の受付状況(氏名、住所、性別、生年月日、被保険者番号、申請受付日等)、4その他特記事項(相談経過、疾病に関する情報、DV被害に関する情報等)	
記録範囲	後期高齢者医療制度の被保険者	
記録情報の収集方法	基幹システム及び被保険者等からの各種申請・相談による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	収納管理台帳ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部保険料収納課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料その他の徴収金に関する収納、還付充当及びそれに付随する事務のため	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	国民健康保険の納付義務者	
記録情報の収集方法	本人・家族・代理人等関係者、情報提供ネットワークシステム、国・地方公共団体（世田谷区を含む。）からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 総務部区政情報課	
	（所在地） 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

記録項目（別紙）

1宛名番号、2個人番号、3法人番号、4世帯番号、5氏名情報、6生年月日、7性別、8続柄、9住民となった年月日、10住民となった届出年月日、11住民となった事由、12住民区分(日本人・外国人)、13世帯主情報、14現住所情報、15住所を定めた年月日、16住所を定めた届出年月日、17前住所情報、18転入元住所情報、19転出先住所情報、20本籍・筆頭者情報、21消除情報、22国籍、23在留カード等の番号、24在留資格情報、25通称、26処理停止情報、27送付先情報、28送付先履歴情報、29相続人情報、30相続人続柄情報、31相続人履歴情報、32納税管理人情報、33納税管理人履歴情報、34記事情報、35連絡先情報、36破産管財人情報、37破産管財人履歴情報、38口座情報(公金受取口座情報を含む。)、39年調定額、40期別、41月別、42納期限、43個人基本種別、44完納日、45最終納付日、46最終収入日本税調定額、47本税収入額、48本税仮消込額、49本税被充当予定額、50本税未納額、51本税過誤納額、52延滞金調定額、53延滞金収入額、54延滞金仮消込額、55延滞金被充当予定額、56延滞金未納額、57延滞金過誤納額、58退職納入申告日、59納期特例区分、60時効予定日、61不納欠損区分、62延滞金減免区分、63延滞金確定日、64延滞金執行日、65口座振替区分、66振替金額、67口座振不能理由、68口座振替日、69変更納期限、70催告書発付日、71授命年月日、72催告納期、73分納回数、74期月、75子番、76領収日、77収入日、78納付区分、79収納種別、80消込金額、81消込本税額、82消込延滞金、83確定延滞金、84未確定延滞金消込処理情報、85仮消込情報、86仮消込エラー情報、87調定履歴情報、88消込履歴情報、89仮消込履歴情報、90証明書発行履歴、91充当履歴情報、92還付履歴情報、93控除不足充当履歴、94口座振替情報、95返戻情報、96返戻住所情報、97過誤納情報、98還付通知書情報、99納付書情報、100滞繰調定情報、101滞繰異動情報、102控除不足情報、103処分情報

個人情報ファイルの名称	滞納整理台帳ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部保険料収納課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料その他の徴収金の徴収・徴収猶予・滞納処分、国民健康保険料に係る延滞金の減免のため	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	国民健康保険の納付義務者	
記録情報の収集方法	本人・家族・代理人等関係者、国・地方公共団体（世田谷区を含む。）、第3債務者等からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 総務部区政情報課	
	（所在地） 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

記録項目（別紙）

1個人番号、2法人番号、3世帯番号、4氏名情報、5生年月日、6性別、7続柄、8住民となった年月日、9住民となった届出年月日、10住民となった事由、11住民区分（日本人・外国人）、12世帯主情報、13現住所情報、14住所を定めた年月日、15住所を定めた届出年月日、16前住所情報、17転入元住所情報、18転出先住所情報、19本籍・筆頭者情報、20消除情報、21国籍、22在留カード等の番号、23在留資格情報、24通称、25処理停止情報、26送付先情報、27送付先履歴情報、28相続人情報、29相続人続柄情報、30相続人履歴情報、31納税管理人情報、32納税管理人履歴情報、33記事情報、34破産管財人情報、35破産管財人履歴情報、36口座情報、37記事連番、38記事年月日、39記事時刻、40記事コード、41記事内容、42折衝情報、43交渉情報、44予定情報、45宛名番号、46担当区分、47地区コード、48受入年月日、49現年滞納額、50滞納繰越額、51滞納区分、52最終折衝日、53職業、54滞納理由、55滞納理由補足、56特記事項、57納付方法、58訪問予定年月日、59訪問予定日、60訪問予定時刻、61最終納付年月日、62最終納付金額、63最終催告種別、64最終催告年月日、65最終催告期限、66催告停止日、67催告停止期限、68催告停止事由、69返戻情報、70実態調査情報、71生活保護情報、72差押情報（電話・不動産・給与・預金・郵貯・生保・債権）、73繰上徴収件数、74納付委託件数、75分割納付件数、76徴収猶予件数、77延滞金減免件数、78差押件数、79参加差押件数、80交付要求件数、81換価猶予件数、82処分停止件数、83時効中断件数、84時効予定日、85臨戸分納区分、86徴収区分、87戸籍情報、88連絡先情報、89処分コード、90調書番号、91処分連番、92回数、93指定期日、94調定年度、95課税年度、96税目、97通知書番号、98事業年度開始日、99申告区分、100申告連番、101期別、102期別順番、103本税分納額、104督手分納額、105延滞金分納額、106加算金分納額、107受付番号、108滞納履歴、109処分情報、110処分調定情報、111公売管理情報、112財産情報、113証券管理情報、114納付指導計画

個人情報ファイルの名称	ひとりぐらし高齢者・高齢者のみ世帯現況調査	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	ひとりぐらし高齢者・高齢者のみ世帯現況調査の発送管理のために利用する。	
記録項目	1宛名番号、2性別、3生年月日、4氏名、5カナ氏名、6住所、7電話番号、8ひとりまたは高のみの該非、9風呂の有無、10連絡先(氏名・関係・住所・電話番号)	
記録範囲	65歳以上でひとりぐらし高齢者、高齢者のみ世帯の登録がある世帯	
記録情報の収集方法	保健福祉総合情報システムからの抽出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	慶祝品受給資格者名簿、百歳長寿者名簿、旧字体等使用者一覧表	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者に対して敬意を表し、その長寿を祝い、慶祝品を送付するとともに、国や東京都の行う百歳高齢者等関係調査の対象者資料とするため	
記録項目	1氏名、2ふりがな、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7住民基本台帳に登録される外国人詳細(永住者、特別永住者、その他)	
記録範囲	区内に住民登録があり、当該年度に88歳又は100歳になる者及び100歳以上の者	
記録情報の収集方法	保健福祉総合情報システムからの抽出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	厚生労働省、東京都	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	高齢者安心コール電話訪問対象者ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者安心コール電話訪問対象者管理のために利用する。	
記録項目	1宛名番号、2性別、3氏名、4カナ氏名、5住所、6世帯構成、7生年月日、8年齢、9申請日、10電話番号、11希望回数、12希望日、13希望時間、14利用開始日、15承認可否、16決定番号、17決定年度、18決定日、19廃止日、20緊急連絡先氏名、21緊急連絡先住所、22緊急連絡先続柄、23緊急連絡先電話番号、24関係機関名称等、25関係機関等電話番号、26備考欄(変更前の情報、安否確認結果等)、27変更履歴	
記録範囲	高齢者安心コール電話訪問対象者	
記録情報の収集方法	保健福祉総合情報システムからの抽出、電話訪問利用申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	高齢者会食サービスファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	会食サービス受給状況管理のために利用する。	
記録項目	1宛名番号、2申請日、3世帯番号、4性別、5生年月日、6氏名、7住所、8要介護状態区分	
記録範囲	会食サービス受給中の者	
記録情報の収集方法	保健福祉総合情報システムからの抽出、会食サービス利用申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	高齢者救急通報システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者救急通報システム受給状況管理のために利用する。	
記録項目	1宛名番号、2性別、3生年月日、4氏名、5住所、6電話番号、7機器設置日、8同居人氏名、9要介護状態区分	
記録範囲	高齢者救急通報システム受給中の者	
記録情報の収集方法	保健福祉総合情報システムからの抽出、高齢者救急通報システム利用申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	高齢者見守りステッカー登録者名簿ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者見守りステッカー登録者管理のために利用する。	
記録項目	1ステッカー登録番号、2宛名番号、3氏名(緊急連絡先、代行者を含む。)、4カナ氏名(緊急連絡先を含む。)、5住所(緊急連絡先、代行者を含む。)、6電話番号(緊急連絡先、代行者を含む。)、7携帯電話番号(緊急連絡先を含む。)、8生年月日、9年齢、10代行者続柄、11緊急連絡先続柄、12ステッカー送付先、13備考(緊急連絡先が3名以上いる場合の情報、認知症の症状等)、14事務処理メモ(ステッカーの追加送付記録等)15決定年度、16決定日、17変更年度、18変更日、19変更回数、20更新年度、21更新日、22更新時コメント、23抹消日、24抹消理由	
記録範囲	高齢者見守りステッカー利用者、その代行者及び緊急連絡先として登録している者	
記録情報の収集方法	保健福祉総合情報システムからの抽出、高齢者見守りステッカー申請書兼変更申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	高齢者寝具乾燥サービスファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者寝具乾燥サービス受給状況管理のために利用する。	
記録項目	1宛名番号、2氏名、3カナ氏名、4住所、5要介護状態区分、6決定日、7廃止日、8廃止理由、9備考（不在記録等）、10実績	
記録範囲	高齢者寝具乾燥サービス受給中の者	
記録情報の収集方法	保健福祉総合情報システムからの抽出、寝具乾燥サービス申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 総務部区政情報課	
	（所在地） 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	高齢者訪問理美容サービスファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者訪問理美容サービス受給状況管理のために利用する。	
記録項目	1宛名番号、2性別、3生年月日、4氏名、5カナ氏名、6住所、7決定日、8要介護状態区分、9有効期間、10被保険者番号、11実績	
記録範囲	高齢者訪問理美容サービス受給中の者	
記録情報の収集方法	保健福祉総合情報システムからの抽出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	高齢者名簿	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	民生委員による高齢者の状況把握等に利用する。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7世帯員数、8会食サービス受給状況、9救急通報システム受給状況、10緊急連絡先、11要介護度、12認定期限、13ふれあい訪問対象の有無、14前年度ふれあい訪問結果、15入浴券の枚数追加配付状況、16生活保護受給状況	
記録範囲	区内に住民登録のある65歳以上の者	
記録情報の収集方法	保健福祉総合情報システム及び介護保険システムからの抽出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	措置決定調書(養護老人ホーム入所者台帳)	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	養護老人ホーム入所者の相談、自己負担金等決定履歴の把握のため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4本籍地、5身体の状態、6精神の状態、7生活の状態、8親族の状態、9住居の状態、10経済的状态、11在宅サービスの利用状況、12緊急連絡先、13学歴・職歴・病歴・障害歴・生活歴、14措置決定理由、15措置決定・変更・廃止年月日、16措置費、17被措置者収入状況、18扶養義務者収入状況、19被措置者費用徴収月額、20扶養義務者費用徴収月額、21課税等の状況、22入所施設名、23施設住所、24電話番号	
記録範囲	区内に居住地又は現在地を有する原則65歳以上の者	
記録情報の収集方法	保健福祉総合情報システム、SKY2システム及び介護保険システムからの抽出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	入浴券支給管理システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	入浴券の申込み受付・発送管理のため利用する。	
記録項目	1宛名番号、2生年月日、3性別、4氏名、5カナ氏名、6住所、7世帯構成、8風呂有無、9生保券受給、10支給管理ID、11交付券番号、12要介護認定	
記録範囲	区内に住民登録のある65歳以上の高齢者	
記録情報の収集方法	保健福祉総合情報システムからの抽出、保健福祉政策部生活福祉課からの情報提供、入浴券申込書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	紙おむつ支給実績確認ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	紙おむつ支給実績確認のため利用する。	
記録項目	1宛名番号、2生年月日、3性別、4氏名、5カナ氏名、6住所、7配送先住所、8配送先電話番号、9配送商品、10要介護認定、11有効期限、12決定日、13認定調査結果、14税区分	
記録範囲	紙おむつ支給サービス受給者	
記録情報の収集方法	保健福祉総合情報システムからの抽出、介護保険システムからの抽出、委託事業者からの実績報告による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	介護保険	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢福祉部介護保険課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険制度(関連する制度を含む。)を運営するにあたり必要な事務を行うために利用する。	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	介護保険の被保険者、要支援・要介護認定者、介護サービス事業者の関係者、被保険者等の関係者	
記録情報の収集方法	本人・家族・代理人等、情報提供ネットワークシステム、他地方公共団体、国保連・年金保険者等他団体、介護サービス事業者からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人・家族・代理人等、情報提供ネットワークシステム、他地方公共団体、国保連・年金保険者等他団体、委託先事業者等、介護サービス事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

記録項目（別紙）

No.	区分	記録項目
1	宛名情報	宛名番号
2	宛名情報	世帯番号
3	宛名情報	氏名情報
4	宛名情報	生年月日
5	宛名情報	性別
6	宛名情報	続柄
7	宛名情報	住民となった年月日
8	宛名情報	住民となった届出年月日
9	宛名情報	住民となった事由
10	宛名情報	住民区分(日本人・外国人)
11	宛名情報	現住所情報
12	宛名情報	電話番号
13	宛名情報	消除情報
14	宛名情報	世帯加入日
15	宛名情報	基礎年金番号
16	宛名情報	処理停止情報
17	宛名情報	外国人情報
18	宛名情報	転入元転出先情報
19	宛名情報	介護宛名履歴情報
20	宛名情報	送付先情報
21	宛名情報	口座情報(口座登録・連携ファイル関係情報)
22	宛名情報	記事情報
23	資格情報	被保険者番号
24	資格情報	宛名番号
25	資格情報	被保険者資格区分
26	資格情報	資格取得事由・年月日・届出年月日・届出場所
27	資格情報	資格喪失事由・年月日・届出年月日・届出場所
28	資格情報	資格異動事由・年月日・届出年月日・届出場所
29	資格情報	1号該当日
30	資格情報	証記載事項変更年月日
31	資格情報	証記載事項変更事由
32	資格情報	適用除外情報
33	資格情報	他住所地特例情報
34	資格情報	住所地特例情報
35	資格情報	被保険者証情報
36	資格情報	事業者情報
37	資格情報	医療保険者情報
38	資格情報	保険者情報
39	資格情報	適用除外施設入所者情報
40	資格情報	老人保険情報
41	賦課情報	被保険者番号
42	賦課情報	相当年度
43	賦課情報	有資格月
44	賦課情報	生保対象月
45	賦課情報	徴収区分
46	賦課情報	賦課額
47	賦課情報	減免額
48	賦課情報	保険料額
49	賦課情報	保険料ランク
50	賦課情報	賦課期日
51	賦課情報	賦課更正年月日
52	賦課情報	賦課異動年月日
53	賦課情報	賦課異動事由

記録項目（別紙）

- 54 賦課情報 減免事由
- 55 賦課情報 課税区分
- 56 賦課情報 税経過措置区分
- 57 賦課情報 合計所得金額
- 58 賦課情報 住民税所得割額
- 59 賦課情報 住民税均等割額
- 60 賦課情報 公的年金収入金額
- 61 賦課情報 通知書区分
- 62 賦課情報 通知書番号
- 63 賦課情報 通知書発行年月日
- 64 賦課情報 変更前徴収区分
- 65 賦課情報 変更前保険料ランク
- 66 賦課情報 変更前税区分
- 67 賦課情報 変更前減免事由
- 68 賦課情報 変更前賦課額
- 69 賦課情報 変更前減免額
- 70 賦課情報 変更前保険料
- 71 賦課情報 変更前合計所得
- 72 賦課情報 現年度賦課
- 73 賦課情報 賦課明細情報
- 74 賦課情報 保険料減免情報
- 75 賦課情報 徴収方法情報
- 76 賦課情報 生活保護情報
- 77 賦課情報 老齢福祉年金情報
- 78 賦課情報 賦課異動情報
- 79 賦課情報 要保護者情報
- 80 賦課情報 所得情報
- 81 賦課情報 住所地特例交換情報
- 82 収納情報 被保険者番号
- 83 収納情報 賦課年度
- 84 収納情報 相当年度
- 85 収納情報 普徴期別
- 86 収納情報 普徴完納区分
- 87 収納情報 普徴過誤納区分
- 88 収納情報 特徴期別
- 89 収納情報 特徴完納区分
- 90 収納情報 特徴過誤納区分
- 91 収納情報 還付充当停止区分
- 92 収納情報 徴収区分
- 93 収納情報 期別
- 94 収納情報 期月
- 95 収納情報 期別調定額
- 96 収納情報 期別収納額
- 97 収納情報 期別過誤納額
- 98 収納情報 滞繰調定額
- 99 収納情報 滞繰収納額
- 100 収納情報 納期限
- 101 収納情報 督促納期
- 102 収納情報 督促状発行日
- 103 収納情報 督促通知書番号
- 104 収納情報 時効予定日
- 105 収納情報 時効中断事由
- 106 収納情報 時効完成事由
- 107 収納情報 過誤納発生区分

記録項目（別紙）

108	収納情報	賦課更正事由
109	収納情報	賦課更正年月日
110	収納情報	収納明細情報
111	収納情報	徴収猶予情報
112	収納情報	還付充当情報
113	収納情報	還付方法情報
114	収納情報	返戻情報
115	収納情報	不現住情報
116	収納情報	口座振替情報
117	収納情報	仮収納明細情報
118	収納情報	口座振頼情報
119	収納情報	滞納処分情報
120	収納情報	滞納者連絡先情報
121	収納情報	交渉経過記事情報
122	収納情報	分納管理情報
123	収納情報	分納明細情報
124	収納情報	訪問実績情報
125	認定情報	資格関連情報
126	認定情報	申請・認定関連情報
127	認定情報	認定調査関連情報
128	認定情報	調査票情報
129	認定情報	一次判定関連情報
130	認定情報	主治医意見書関連情報
131	認定情報	審査会関連情報
132	受給者情報	被保険者番号
133	受給者情報	受給申請開始年月日
134	受給者情報	受給資格開始年月日・証明書作成日・証明書番号
135	受給者情報	前住所地要介護引継
136	受給者情報	前保険者番号
137	受給者情報	前保険者名
138	受給者情報	最新受給者通番
139	受給者情報	最新給付制限管理通番
140	受給者情報	前申請通番
141	受給者情報	前認定通番
142	受給者情報	旧措置者認定証発行
143	受給者情報	旧措置者認定証発行日
144	受給者情報	標準認定証発行番号
145	受給者情報	標準認定証発行年月日
146	受給者情報	負担割合認定証発行番号
147	受給者情報	負担割合認定証発行年月日
148	受給者情報	医師依頼書発行番号
149	受給者情報	医師診断命令発行番号
150	受給者情報	最新利用者減免通番
151	受給者情報	最新標準減免通番
152	受給者情報	旧措置者状態
153	受給者情報	公費負担者番号
154	受給者情報	公費受給者番号
155	受給者情報	要介護申請認定情報
156	受給者情報	利用者負担減免情報
157	受給者情報	指定サービス種類情報
158	受給者情報	給付額減額記録管理情報
159	受給者情報	2号差止情報
160	受給者情報	支払方法変更情報
161	受給者情報	給付額減額情報

記録項目（別紙）

- 162 受給者情報 都減免情報
- 163 受給者情報 独自減免情報
- 164 受給者情報 資産情報(預貯金等)
- 165 給付情報 居宅サービス計画作成依頼届出情報
- 166 給付情報 給付管理票受付情報
- 167 給付情報 給付管理票受付明細情報
- 168 給付情報 食事費用請求情報
- 169 給付情報 審査済給付管理票情報
- 170 給付情報 現物特定入所者サービス費情報
- 171 給付情報 当月分給付実績情報
- 172 給付情報 居宅サービス費請求情報
- 173 給付情報 居宅サービス計画費請求情報
- 174 給付情報 施設サービス費請求情報
- 175 給付情報 給付実績公費情報
- 176 給付情報 償還払い支給申請情報
- 177 給付情報 給付実績基本情報
- 178 給付情報 給付実績明細情報
- 179 給付情報 緊急時施設療養情報
- 180 給付情報 特定診療費情報
- 181 給付情報 食事費用情報
- 182 給付情報 居宅サービス計画費情報
- 183 給付情報 福祉用具購入費情報
- 184 給付情報 住宅改修費情報
- 185 給付情報 給付実績集計情報
- 186 給付情報 新特定診療費情報
- 187 給付情報 償還払い特定入所者サービス費情報
- 188 給付情報 高額サービス費支給申請情報
- 189 給付情報 高額サービス費支給明細情報
- 190 給付情報 返戻等情報
- 191 給付情報 償還払い一時差止情報
- 192 給付情報 返戻等対象実績情報
- 193 給付情報 給付費支払方法情報
- 194 給付情報 受給者異動累積情報
- 195 給付情報 共同処理用異動管理情報
- 196 給付情報 受給者台帳対象者情報
- 197 給付情報 生活保護境界層該当者情報
- 198 給付情報 現物社会福祉法人軽減額情報
- 199 給付情報 高額合算支給申請情報
- 200 給付情報 自己負担額証明書申請情報
- 201 給付情報 自己負担額証明書明細情報
- 202 給付情報 高額合算計算結果基本情報
- 203 給付情報 高額合算計算結果明細情報
- 204 給付情報 旧措置者情報
- 205 給付情報 指定サービス情報
- 206 給付情報 限度額情報
- 207 給付情報 種類支給限度額情報
- 208 給付情報 サービス計画作成依頼情報
- 209 給付情報 給付制限情報
- 210 介護サービス事業者情報 事業者代表者に関する情報
- 211 介護サービス事業者情報 事業所の管理者その他従業者に関する情報
- 212 ボランティア活動情報 研修参加情報
- 213 ボランティア活動情報 保険加入情報
- 214 ボランティア活動情報 負担軽減資金支給情報
- 215 ボランティア活動情報 活動実績情報

個人情報ファイルの名称	保健福祉総合情報システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	障害福祉部障害施策推進課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者の在宅福祉サービス推進のため	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	記録項目に記載の各種障害者の在宅福祉サービスの対象者	
記録情報の収集方法	記録項目に記載の各種障害者の在宅福祉サービスの対象者からの申請書等の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

記録項目（別紙）

【配食サービス】

1宛名番号、2住所、3氏名、4生年月日、5年齢、6性別、7申請日、8決定日、9停止日、10廃止日、11取下日、12申請理由、13決定理由、14廃止理由、15取下理由、16収受記号番号、17利用期間、18配食施設名称、19事業連絡票(日数・曜日)、20関係人名、21連絡先

【寝具乾燥サービス】

1宛名番号、2住所、3氏名、4生年月日、5年齢、6性別、7認定番号、8申請日、9決定日、10停止日、11廃止日、12取下日、13申請理由、14決定理由、15廃止理由、16取下理由、17収受記号番号、18関係人名、19連絡先

【訪問理美容サービス】

1宛名番号、2住所、3氏名、4生年月日、5年齢、6性別、7申請日、8決定日、9停止日、10廃止日、11取下日、12申請理由、13決定理由、14廃止理由、15取下理由、16収受記号番号、17関係人名、18連絡先

【入浴サービス】

1宛名番号、2住所、3氏名、4生年月日、5年齢、6性別、7申請日、8決定日、9停止日、10廃止日、11取下日、12申請理由、13決定理由、14廃止理由、15取下理由、16収受記号番号、17健康診断日、18施設又は業者名、19自宅介助浴区分、20関係人名、21連絡先

【重度脳麻介護人派遣】

1宛名番号、2住所、3氏名、4生年月日、5年齢、6性別、7福祉住所管轄、8住民日、9申請日、10決定日、11派遣開始日、12廃止日、13廃止事由、14取下日、15過誤削除日、16収受日、17収受記号・番号、18調査・意見、19ステータス変更日、20介護人番号、21介護人区分、22介護人氏名、23介護人生年月日、24介護人性別、25介護人郵便番号、26介護人住所、27電話番号1、28電話番号2、29抹消区分、30資格内容、31提供可能サービス、32提供可能曜日、33介護券番号、34派遣回数、35派遣年月、36支払年月、37発行日、38金融機関名、39支店名、40口座種別、41口座番号、42口座名義人

【緊急介護人派遣】

1宛名番号、2住所、3氏名、4生年月日、5年齢、6性別、7福祉住所管轄、8住民日、9申請日、10決定日、11派遣開始日、12廃止日、13廃止事由、14取下日、15過誤削除日、16収受日、17収受記号・番号、18調査・意見、19ステータス変更日、20介護人番号、21介護人区分、22介護人氏名、23介護人生年月日、24介護人性別、25介護人郵便番号、26介護人住所、27電話番号1、28電話番号2、29抹消区分、30資格内容、31提供可能サービス、32提供可能曜日、33介護券番号、34派遣時間、35派遣年月、36支払年月、37発行日、38金融機関名、39支店名、40口座種別、41口座番号、42口座名義人

【紙おむつ支給・おむつ代助成】

1宛名番号、2氏名、3生年月日、4年齢、5性別、6住所、7福祉住所管轄、8住民日、9法区分、10収受記号番号、11認定番号、12宛先区分、13支給開始年月、14臥床開始日、15おむつ使用開始日、16申請日、17収受日、18基準日、19決定日、20取下日、21取下理由、22停止日、23停止理由、24停止再開日、25廃止日、26廃止理由、27ステータス変更日、28事務処理経過欄(入退院の経過、法区分の変更経緯等)、29病院情報、30配送先、31口座オカレンス、32金融機関名、33支店名、34種別、35口座番号、36名義人、37処理種別、38支払年月、39出納金額、40出納状況、41処理日

【現金給付(高障系)】

1宛名番号、2氏名、3生年月日、4性別、5年齢、6住所、7受給者番号、8負担者番号、9支払対象、10整理番号、11枝番、12受付日、13申請書類、14入外区分、15診療年月、16診療機関、17診療日数、18傷病コード、19医療機関名、20認定区分、21公費負担区分、22医療費総額、23保険者負担額、24申請額、25一部負担金、26薬剤負担金、27高額療養費、28付加給付金、29食事療養費、30支給額、31返納額、32支給決定日、33振込取組日、34却下日、35取下日、36取下理由、37過誤削除日、38宛先区分、39金融機関コード、40口座種類、41支店コード、42口座番号、43口座名義人氏名

記録項目（別紙）

【マル障】

1宛名番号、2氏名、3生年月日、4性別、5年齢、6住所、7受給者番号、8資格取得日、9取得事由、10取得処理日、11資格消滅日、12消滅事由、13消滅処理日、14受給者証回収日、15却下日、16却下事由、17非対象年度、18非対象番号、19却下日、20宛先区分、21送付先留意事項、22印刷制御日、23送付日、24送付先、25関係人氏名、26身障手帳、27愛の手帳、28精神手帳、29所得判定区分、30判定根拠、31所得判定年度、32判定所得、33扶養親族数、34老人扶養数、35特定扶養数、36旧特定扶養数、37交付日、38負担者番号、39有効期間、40再交付日、41負担区分、42無効理由、43負担区分変更による回収日、44保険者番号、45保険種別、46保険記号、47保険番号、48保険枝番、49保険取得日、50保険喪失日、51被保険者本人区分、52被保険者宛名番号、53被保険者氏名、54福祉続柄

【福祉電話貸与・助成】

1宛名番号、2氏名、3福祉住所、4生年月日、5性別、6年齢、7福祉住所管轄、8住民日、9法区分、10課税区分、11電話番号、12設置場所、13基準日、14ステータス変更日、15宛先区分、16貸与区分、17申請日、18収受日、19決定日（設置日）、20自動停止日、21廃止日、22廃止理由、23取下日、24取下理由、25助成開始年月、26助成金額、27電話種別、28出納方法、29口座オカレンス、30金融機関名、31支店名、32種別、33口座番号、34名義人口座情報、35開始年月、36助成金額、37登録年月日、38電話種別

【心身障害者福祉手当（区制度）】

1宛名番号、2氏名、3生年月日、4年齢、5性別、6住所、7福祉住所管轄、8住民日、9収受記号番号、10ステータス変更日、11認定番号、12出納方法、13宛先区分、14児童区分、15口座オカレンス、16金融機関名、17支店名、18種別、19口座番号、20名義人、21申請日、22収受日、23認定日、24却下日、25却下理由、26廃止日、27廃止理由、28取下日、29身障手帳、30愛の手帳、31精神手帳、32難病名、33課税年度、34所得基準額、35扶養人数、36旧特定扶養人数、37手当種別、38第二項理由、39支給開始月、40支給月額、41支給停止年月、42支給停止理由、43支給停止解除年月、44支給停止解除理由、45現況調査情報、46税情報、47自動停止情報、48処理種別、49支払年月、50出納金額、51出納状況、52処理日

【福祉手当（国制度）】

1宛名番号、2氏名、3生年月日、4年齢、5性別、6住所、7福祉住所管轄、8住民日、9収受記号番号、10ステータス変更日、11認定番号、12出納方法、13宛先区分、14口座オカレンス、15金融機関名、16支店名、17種別、18口座番号、19名義人、20申請日、21申請理由、22収受日、23認定日、24却下日、25却下理由、26廃止日、27廃止理由、28取下日、29手当種別、30支給開始年月、31支給月額、32再認定年月、33認定方法、34証明書発行日、35診断書作成年月、36障害程度、37所得情報区分、38扶養義務者、39課税年度、40所得基準額、41扶養人数、42非課税年金額、43旧特定扶養人数、44支給停止年月、45支給停止理由、46支給停止解除年月、47支給停止解除理由、48現況調査情報、49税情報、50自動停止情報、51処理種別、52支払年月、53出納金額、54出納状況、55処理日

【東京都重度心身障害者手当】

1宛名番号、2氏名、3生年月日、4年齢、5性別、6住所、7福祉住所管轄、8住民日、9申請日、10申請理由、11決定日、12決定理由、13廃止日、14廃止理由、15停止開始日、16停止終了日、17収受記号番号、18宛先区分、19都に進達した日、20都の回答日、21認定日、22障害区分、23メモ情報（廃止理由等）、24代行者、25連絡先、26同意書

【東京都心身障害者扶養年金制度】

1宛名番号、2氏名、3生年月日、4年齢、5性別、6住所、7福祉住所管轄、8住民日、9申請日、10申請理由、11決定日、12決定理由、13廃止日、14廃止理由、15停止開始日、16停止終了日、17収受記号番号、18宛先区分、19加入状況、20年金番号、21関係種別・加入者番号、22連絡先

【東京都心身障害者扶養共済制度】

記録項目（別紙）

1宛名番号、2氏名、3生年月日、4年齢、5性別、6住所、7福祉住所管轄、8住民日、9申請日、10申請理由、11決定日、12決定理由、13廃止日、14廃止理由、15停止開始日、16停止終了日、17収受記号番号、18宛先区分、19加入状況、20年金番号、21関係種別・加入者番号、22連絡先

【身体障害者手帳】

1宛名番号、2氏名、3住所、4生年月日、5年齢、6性別、7福祉住所、8福祉住所管轄、9種別、10等級、11障害名、12申請日、13収受日、14申請届出事由、15交付日、16受付番号、17収受番号、18障害種類、19判定日、20関係人区分、21関係人氏名、22関係人住所、23転出日、24死亡日、25転出先管轄、26居住地、27却下日、28取下日、29取下理由、30転居日、31旧住所出力区分、32宛先区分、33ステータス変更日、34更新再交付手帳、35区外転入者、36進達書番号、37進達日

【愛の手帳】

1宛名番号、2氏名、3住所、4生年月日、5年齢、6性別、7福祉住所、8福祉住所管轄、9程度、10交付日、11交付番号、12申請日、13判定日、14収受日、15収受番号、16関係人番号、17関係人氏名、18関係人住所、19転出先管轄、20居住地、21取下日、22取下理由、23返還日、24返還理由、25宛先区分、26転居日、27更新理由、28再交付理由、29区外転入者、30ステータス変更日

【障害者のしおり】

1宛名番号、2世帯番号、3氏名、4生年月日、5住所、6町庁目コード、7郵便番号、8福祉住所、9性別、10住居区分、11外字属性、12異動自由、13異動年月日、14世帯人数、15最小個人番号、16視覚障害者該当、17区手当該当、18障害種類、19等級、20判定日、21宛先区分

【原子爆弾被爆者見舞金支給】

1宛名番号、2氏名、3住所、4生年月日、5年齢、6性別、7福祉住所、8福祉住所管轄、9申請日、10決定日、11決定理由、12廃止日、13廃止理由、14停止開始日、15停止終了日、16申請日、17申請理由、18宛先区分、19被爆者区分、20口座オカレンス、21受付番号、22金融機関名、23支店名、24口座種別、25口座番号、26口座名義人、27口座登録日

個人情報ファイルの名称	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	障害福祉部障害施策推進課	
個人情報ファイルの利用目的	重症心身障害児(者)等の健康の保持並びにその家族の福祉の向上及び就労の支援を図る重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業における利用者情報の管理を行うために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5身障手帳等級、6愛の手帳等級、7医療的ケアの有無、8廃止理由等、9申請者氏名、10所得区分、11利用事業所名、12文書番号、13利用月、14利用者番号等、15利用実績	
記録範囲	利用申請書を提出した区民	
記録情報の収集方法	区民からの利用申請書の提出及び各事業者からの請求書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	障害者自立支援システム	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	障害福祉部障害施策推進課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者総合支援法、児童福祉法、地域生活支援事業に係る事務運営のため	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	記録項目に記載の各種障害福祉サービスの利用者及びその家族	
記録情報の収集方法	記録項目に記載の各種障害福祉サービスの利用者及びその家族からのサービス利用申請書等の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	東京都国民健康保険連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-804 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

記録項目（別紙）

【共通】

1氏名、2生年月日、3年齢、4性別、5住所、6住民日、7削除日、8住基情報、9世帯受給情報、10介護保険負担額

【障害者総合支援法】

1給付区分、2申請番号、3障害種別、4支給決定プロセス、5主たる障害種別、6計画区分、7認定内容、8一次判定日、9スコア、10受給者番号、11決定年月日、12決定結果、13決定理由、14障害支援区分、15認定期間、16認定年月日、17介護給付支給決定年月日、18介護給付支給決定結果、19介護給付支給決定取消年月日、20訓練等給付費支給決定年月日、21訓練等給付費支給決定結果、22訓練等給付費支給決定取消年月日、23地域相談支援支給決定年月日、24地域相談支援支給決定結果、25地域相談支援支給決定取消年月日、26所得区分、27上限額

【児童福祉法】

1給付区分、2申請番号、3障害種別、4支給決定プロセス、5主たる障害種別、6計画区分、7受給者番号、8決定年月日、9決定結果、10決定理由、11所得区分、12上限額

【自立支援医療（更生医療）】

1申請種別、2申請理由、3保健区分、4最多収入額、5課税区分、6所得区分、7自己負担上限額、8障害の種類、9医療の方針、10特定疾病の有無、11受給者番号、12決定年月日

【補装具】

1申請種別、2申請理由、3補装具名称、4特例補装具、5統計数、6修理部位、7処方、8見積額、9自己負担額、10月額負担額、11公費負担額、12自己負担助成額、13減免区分、14減免前月額負担額、15超過自己負担額、16支給券番号、17支給決定日

【日常生活用具】

1申請種別、2申請理由、3日常生活用具名称、4統計数、5修理部位、6処方、7見積額、8自己負担額、9月額負担額、10公費負担額、11自己負担助成額、12減免区分、13減免前月額負担額、14超過自己負担額、15給付券番号、16支給決定日

【移動支援】

1申請種別、2申請理由、3申請年月日、4障害種類、5サービス種類、6所得区分、7減免後上限月額、8支給サービス、9時間数（移動支援）、10時間数（通学支援）、11決定年月日、12決定結果、13受給者番号、14利用者負担適用期間、15支給決定期間

【日中一時支援】

1申請種別、2申請理由、3申請年月日、4区分、5日中支給量、6所得区分、7決定年月日、8決定結果、9受給者番号、10支給期間

【高額障害福祉サービス費】

1申請年月日、2利用者負担額、3世帯合算、4サービス提供年月、5高額算定基準、6支給額、7決定年月日、8決定結果、9決定理由、10支払い区分、11金融機関コード、12口座種別、13口座番号、14口座名義人

【高額障害児通所、入所給付費】

1申請年月日、2利用者負担額、3世帯合算、4サービス提供年月、5高額算定基準、6支給額、7決定年月日、8決定結果、9決定理由、10支払い区分、11金融機関コード、12口座種別、13口座番号、14口座名義人

【新高額障害福祉サービス費】

1申請種別、2申請理由、3申請年月日、4障害支援区分、5サービス要件、665歳までの介護保険受給有無、7受給者番号、8届出年月日、9税年度、10決定年月日、11決定結果、12決定理由、13適用期間、14金融機関コード、15口座種別、16口座番号、17口座名義人

個人情報ファイルの名称	障害認定システム	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	障害福祉部障害施策推進課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に定める障害支援区分の認定を行うために利用する。	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給申請した対象者	
記録情報の収集方法	支給申請者からの申請書の提出、障害支援区分認定調査、医師意見書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

記録項目（別紙）

【申請・支給情報】

1個人番号、2住所、3氏名、4生年月日、5年齢、6性別、7電話番号、8受給者証番号、9障害者手帳番号、10障害種別、11支給申請に係る申請者関係人情報(氏名、対象者との関係、生年月日、年齢、住所、電話番号等)、12入所施設名、13申請日、14一次判定結果、15二次判定結果、16審査会意見、17支給決定日、18暫定支給決定日

【認定調査に係る情報】

1申請者概況に関連する項目(障害者手帳等級、難病疾病名等)、2移動や動作に関連する項目(寝返り、起き上がり、座位保持等)、3身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(食事、口腔清潔、入浴等)、4意思疎通等に関連する項目(視力、聴力、コミュニケーション等)、5行動障害に関連する項目(被害的・拒否的、作話、感情が不安定等)、6特別な医療に関連する項目(点滴の管理、透析、酸素療法等)、7認定調査員情報(氏名、住所等)

【医師意見書に係る情報】

1医療機関名、2主治医名、3最終診察日、4他科受診の有無、5傷病に関する意見(診断名、入院歴、症状や治療内容等)、6身体の状態に関する意見(身長、体重、麻痺や関節の拘縮の有無)、7行動及び精神等の状態に関する意見(行動上の障害、精神・神経症状等)、8特別な医療の有無、9サービス利用に関する意見、10医師意見書料振込口座情報

【障害認定審査会委員に係る情報】

1障害認定審査会委員情報(氏名、住所等)

個人情報ファイルの名称	障害福祉サービス費請求システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	障害福祉部障害者地域生活課	
個人情報ファイルの利用目的	区立障害者施設における利用の実績管理及び自己負担金に係る債権管理のため	
記録項目	1氏名、2続柄、3性別、4年齢、5生年月日、6住所、7電話番号、8受給者証番号、9障害支援(程度)区分、10障害種別、11障害児形態、12サービス種類(支給決定期間、支給項目、支給量)、13対象加算項目、14サービス別支給決定内容(支給開始日、支給終了日、基本決定)、15契約事業所(サービス内容、契約支給量、契約期間、契約理由、契約終了理由)、16利用者番号、17関係者情報(氏名、生年月日、性別、続柄、請求書送付先)(※)、18利用実績(サービス利用日数(回数)、単位数、サービスコード、サービス単位数、総費用額、利用者負担額、給付額)、19引落口座情報(引落先銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義)(※)、20退所理由、21利用者負担金入金情報(請求日、入金日、請求額、入金額、当月残金額、請求状態、口座振替の区別) ※については、家族、後見人等の情報を含む。	
記録範囲	区立障害者福祉施設利用者	
記録情報の収集方法	区立障害者施設利用者からの申請書等の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	保健福祉総合情報システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	障害福祉部障害者地域生活課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者の福祉サービス推進のため	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	記録項目に記載の各種障害者の福祉サービスの対象者	
記録情報の収集方法	記録項目に記載の各種障害者の福祉サービスの対象者からの申請書等の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

記録項目（別紙）

【福祉タクシー券】

1宛名番号、2住所、3氏名、4生年月日、5年齢、6性別、7福祉住所管轄、8住民日、9申請日、10收受日、11決定日、12廃止日、13廃止理由、14取下日、15取下事由、16收受番号、17難病名、18返却日、19返却冊数、20宛先区分、21ステータス変更日、22交付券情報(新)(年度・交付日・交付冊数・再交付理由・タクシー券番号)、23交付券情報(旧)(年度・交付日・交付冊数・再交付理由・タクシー券番号)

【リフト付タクシー券】

1宛名番号、2住所、3氏名、4生年月日、5年齢、6性別、7申請日、8決定日、9廃止日、10停止開始日、11申請理由、12決定理由、13廃止理由、14停止終了日、15收受記号番号、16認定番号、17区分、18関係人名、19連絡先

【自動車燃料費助成金】

1宛名番号、2住所、3氏名、4生年月日、5年齢、6性別、7福祉住所管轄、8助成開始月、9申請日、10收受日、11決定日、12取下日、13取下理由、14廃止日、15廃止理由、16変更日、17変更理由、18收受番号、19難病名、20車種、21使用燃料、22車両番号、23認定番号、24返却冊数、25宛先区分、26ステータス変更日、27車検証上の所有者(氏名・住所・年齢)、28金融機関名、29支店名、30口座種別、31口座番号、32口座名義人、33支給対象、34経理ステータス、35支給額、36追加額、37返納額、38支給可能残高、39支給対象期間、40登録日

個人情報ファイルの名称	障害者休養ホーム 健康プログラム事業個人ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	障害福祉部障害者地域生活課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者の健康増進サービス推進のため	
記録項目	1住所、2氏名、3性別、4生年月日、5電話番号、6公的扶助の受給の有無、7医師指示、8訓練評価、9健康状態、10障害の有無及び程度、11相談内容、12病歴、13家庭状況、14趣味・し好、15注意事項、16利用者番号、17利用証交付年月日、18連絡先	
記録範囲	健康プログラム事業を希望した者	
記録情報の収集方法	事業所内診療所の問診による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	区民健康情報システム(精神保健システム)	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	障害福祉部障害保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	精神障害者の手帳等級、利用医療機関、疾病情報等の個人情報を正確かつ効率的に一元管理することで、適正な事務を行うため	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	自立支援医療受給者証及び精神保健福祉手帳の申請のために必要な書類を提出した者	
記録情報の収集方法	自立支援医療受給者証及び精神保健福祉手帳の申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	東京都福祉保健局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

記録項目（別紙）

1申請種別、2個人情報種別、3氏名、4生年月日、5続柄、6性別、7住所、8電話番号、9申請種別、10疾病番号、11疾病分類、12申請書種類、13申請理由、14登録日、15手帳番号、16受取方法、17申請窓口、18受取窓口、19申請日、20申請受理番号、21進達日、22進達通知区分、23添付書類、24同時申請、25通知有無、26決定日、27承認区分、28決定理由、29結果受理日、30交付日、31等級、32有効期間、33変更・更新日、34再交付日、35廃止日、36通知発送日、37備考、38登録支所区分、39生活保護受給者、40申請書種類、41申請理由、42登録日、43受給者番号、44受取方法、45申請窓口、46受取窓口、47申請日、48申請受理番号、49進達日、50進達通知区分、51添付書類、52診断書判定、53同時申請、54通知有無、55決定日、56承認区分、57決定理由、58結果受理日、59交付日、60変更・更新日、61廃止日、62通知発送日、63備考、64有効期間、65保険情報、66医療機関情報、67薬局情報、68所得区分情報、69重度かつ継続、70負担額、71所得割額、72登録支所区分、73訪問看護情報、74都単該当者情報、75国保助成該当者情報、76経過措置開始日、77経過措置終了日

個人情報ファイルの名称	奨学資金管理システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部子ども・若者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	世田谷区奨学資金に関する条例に基づき、貸し付けをした奨学資金について、債権管理をするため、利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5奨学生との続柄、6電話番号、7学校名、8入学年度、9在学期間、10家族構成、11勤務先、12銀行口座情報、13奨学生番号、14貸付状況、15償還状況、16償還据置理由、17償還計画、18償還免除額、19償還免除理由、20その他対応記録	
記録範囲	奨学生、連帯保証人、親権者	
記録情報の収集方法	貸付申請書や借用証書等の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	就園奨励システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部子ども・若者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	私立幼稚園等保護者補助金支給事務における補助額算定・支払いデータ作成等のため利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5世帯主との続柄、6電話番号、7転出入年月日、8宛名番号、9世帯番号、10在籍幼稚園名、11入園料金額、12保育料金額、13その他の納付金金額、14給食費金額、15副食費金額、15預かり保育利用料支払い額、16預かり保育利用日数、17認可外保育施設利用金額、18入園年月日、19退園年月日、20補助金支給額、21振込銀行口座、22就園整理番号、23住民税額、24扶養状況、25生活保護受給状況、26備考欄（婚姻・離婚年月日、世帯員の身体障害者手帳交付の有無、DV被害に関する状況、その他算定に係る特記事項）	
記録範囲	私立幼稚園等保護者補助金交付申請書を提出した者が、補助対象となる保育料等を負担している私立幼稚園等在籍園児	
記録情報の収集方法	補助金申請者からの「私立幼稚園等保護者補助金交付申請書」の提出、「世田谷区私立幼稚園等施設等利用費等の支給に関する要綱」及び「世田谷区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱」の規定に基づく各種書類・様式の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 総務部区政情報課	
	（所在地） 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	子どもの人権擁護相談支援システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部子ども・若者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	子どもの人権を擁護し、子どもの権利侵害を取り除くことを目的に、相談記録を管理するため利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5続柄、6電話番号、7相談者との関係、8学校名、9勤務先、10相談年月日、11相談方法、12相談内容、13申立区分、14申立年月日調査終了年月日、15メールアドレス	
記録範囲	相談の対象となる子ども(18歳未満の者、その他子どもに準ずる者として支援を必要と認めた者)及びその保護者並びに相談者及び関係者	
記録情報の収集方法	相談及び聞き取りによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	学童クラブ管理システム	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部児童課	
個人情報ファイルの利用目的	学童クラブの入会管理・債権管理・各種帳票出力・口座振替依頼データ作成・納付書出力等を行うために利用する。	
記録項目	1保護者及び入会児童の氏名、2住所、3電話番号、4児童の生年月日、5在籍小学校、6学童クラブ在籍情報、7口座番号、8利用料に関する情報	
記録範囲	新BOP学童クラブ入会申請書を提出した者及び入会児童	
記録情報の収集方法	新BOP学童クラブへの各種申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	会計年度任用職員採用ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部児童課	
個人情報ファイルの利用目的	会計年度任用職員制度に基づく任用・退職等にかかる事務・管理のため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5メールアドレス、6電話番号、7年齢、8世帯主との続柄、9親族関係、10職業・職歴、11学歴、12資格、13趣味・特技、14健康状態、15口座情報、16特技、17病歴、18出産(予定)日、19連絡事項	
記録範囲	会計年度任用職員及び任用選考申込者	
記録情報の収集方法	本人からの書類提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	個人番号(マイナンバー)届出書	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部児童課	
個人情報ファイルの利用目的	法定調書(源泉徴収票、支払調書)システムに入力するために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3個人番号、4生年月日(通知カード又は個人番号カードの写しに記載のもの)	
記録範囲	児童館で職員補助、講師等を勤め、「個人番号(マイナンバー)届出書」を提出した者	
記録情報の収集方法	児童館で職員補助、講師等を勤める者からの「個人番号(マイナンバー)届出書」の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	児童館利用時緊急連絡先	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部児童課	
個人情報ファイルの利用目的	児童館利用者(小学生)の緊急時に保護者と連絡をとるために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3学校名、4学年、5住所、6電話番号、7保護者氏名	
記録範囲	児童館を利用する小学生	
記録情報の収集方法	児童館を利用する小学生からの「児童館利用時緊急連絡先」の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	新BOP学童クラブ児童名簿	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部児童課	
個人情報ファイルの利用目的	学童クラブの入会管理のために使用する。	
記録項目	1保護者及び入会児童の氏名、2住所、3電話番号、4児童の生年月日、5在籍(予定)小学校、6在籍(予定)学童クラブ及び入会状況、7家族状況、8入会要件の根拠資料(就労証明書・スケジュール表・診断書等)、9育成に要する情報(アレルギー・要配慮)	
記録範囲	新BOP学童クラブ入会申請書を提出した者及び入会児童	
記録情報の収集方法	新BOP学童クラブへの各種申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	世田谷区放課後児童システム	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部児童課	
個人情報ファイルの利用目的	児童の出欠や退所時間予定等の情報管理及び災害等緊急時における保護者への情報提供のために利用する。	
記録項目	1児童氏名、2保護者氏名、3学年、4在籍学童クラブ、5保護者メールアドレス、6出欠情報	
記録範囲	新BOP学童クラブに在籍している児童	
記録情報の収集方法	新BOP学童クラブ入会申請書の提出及び保護者の登録による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	ひととき保育者バンク登録者名簿	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部子ども家庭課	
個人情報ファイルの利用目的	世田谷区ひととき保育制度要綱に基づくひととき保育の実施のために利用する。	
記録項目	1住所、2氏名、3年代、4電話番号、5FAX番号、6メールアドレス、7資格、8保育従事可能地域、9保育可能時間帯	
記録範囲	ひととき保育者バンクに登録した者	
記録情報の収集方法	ひととき保育者バンクに登録しようとする者からの登録申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	世田谷区教育委員会、世田谷区選挙管理委員会、ひととき保育を実施する区民団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	ひとり親に関する相談	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部子ども家庭課	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭の相談経過及び相談内容の把握のため	
記録項目	1本人氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6緊急連絡先、7個人番号、8世帯構成、9家族構成と年齢、10経済状況、11加入健康保険の状況、12医療費助成制度の状況、13健康状況、14医療状況、15障害の状況、16病歴、17住居状況、18生活歴、19相談者氏名、20連絡先、21本人との関係、22相談日、23相談者、24相談手段、25相談場所、26相談内容、27収受・対応内容、28対応者の氏名	
記録範囲	ひとり親家庭の相談をした者及びその関係者	
記録情報の収集方法	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課における窓口や電話での相談による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	児童・育成手当等支給事務ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部子ども家庭課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当、子ども等医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、出産費助成の資格・支給審査、給付管理のために利用する。	
記録項目	1宛名番号、2住民記録氏名、3通称名、4別名、5前氏名、6異動情報、7住民登録区分、8性別、9生年月日、10住所、11別居先住所、12転出先住所、13続柄、14外国人登録番号、15支援措置、16手当認定情報、17医療認定情報、18健康保険資格情報、19診療情報、20年金情報、21地方税情報、22口座情報、23勤務先・職業、24婚姻離婚情報、25拘禁情報、26電話番号、27生活保護情報、28障害情報、29認定理由、30構成員区分、31関係書類情報、32支給認定情報、33支給経理情報	
記録範囲	区内住民、区民の監護する区外住民、区民を監護する区外住民	
記録情報の収集方法	区民の提出する認定請求書等による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	事務処理外部委託事業者、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	子ども家庭支援ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部児童相談支援課	
個人情報ファイルの利用目的	子ども家庭相談支援業務における相談の経過等を記録し、効率的・安定的な運用及び管理のために利用する。	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	・各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課に通告が寄せられた者、・児童相談所に通告が寄せられた者のうち、各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課に区分けされた者	
記録情報の収集方法	関係機関等からの通告及び各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課職員の通告後調査による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

記録項目（別紙）

【相談の基本情報】

1 受付日、2 受付方法、3 相談経路、4 相談主訴、5 相談分類、6 虐待者、7 虐待分類、8 相談終了年月日、9 相談終了理由、10 担当職員名、11 関係機関名

【世帯の基本情報】

1 世帯情報(住所・電話番号)、2 児童情報(氏名・生年月日・性別・続柄・国籍(日本国籍でない場合))、3 保護者情報(氏名・生年月日・性別・続柄・国籍(日本国籍でない場合))

【児童の状況を把握するための情報】

1 児童に関する各種状況(健康状況・情緒発達状況・行動発達状況・アイデンティティに関する情報・家族関係及び社会的関係に関する状況・通園通学先・通院先)

【保護者の状況を把握するための情報】

1 保護者に関する各種状況(基本的な養育の状況・安全確保の状況・情緒的なぬくもりに関する状況・指導と社会的規範に関する状況)

個人情報ファイルの名称	児童相談所業務ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部児童相談支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童相談所の業務における相談の経過等を記録し、効率的・安定的な運用及び管理のために利用する。	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	児童相談所に通告が寄せられた者	
記録情報の収集方法	関係機関等からの通告及び児童相談所職員の通告後調査による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

記録項目（別紙）

【相談・会議・世帯】

1 世帯情報(住所、氏名、生年月日、性別、続柄、電話番号)、2 相談情報、3 家族構成情報、4 統計情報、5 初期調査報告票、6 児童記録票、7 生育史情報、8 児童福祉司意見情報、9 ケース履歴情報、10 心理診断情報、11 医学診断情報、12 アセスメントシート情報、13 アセスメントシート結果情報、14 援助指針情報、15 一時保護所見情報、16 療育手帳情報、17 調査診断件数、18 家族関係支援のためのアセスメント情報、19 支援記録情報、20 備考情報、21 終結情報、22 受理会議情報、23 援助方針会議情報、24 判定会議情報、25 措置決定会議情報

【援助・保護】

1 援助情報、2 一時保護開始情報、3 一時保護終了情報、4 受診券情報、5 行動記録情報、6 予定・連絡表情報、7 負担金構成員情報、8 負担金調整情報、9 収納方法情報

【里親】

1 里親情報(住所、氏名、生年月日、性別、続柄、電話番号)、2 里親支援記録情報、3 委託児童情報、4 CA(他自治体からの行方不明調査依頼児童)情報

【障害児入所給付】

1 受給者情報、2 収入資産情報、3 施設加算情報、4 支給決定情報、5 独自助成情報

個人情報ファイルの名称	養育支援等ホームヘルパー訪問ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部児童相談支援課	
個人情報ファイルの利用目的	養育支援等ホームヘルパー訪問事業における利用の申請登録や更新、変更、廃止、状況報告の管理のために利用する。	
記録項目	1住所、2氏名、3生年月日、4性別、5電話番号、6宛名番号、7申請事由、8世帯番号、9世帯情報(生計中心者・緊急連絡先)、10世帯区分、11異動事由、12変更内容、13費用負担階層、14月訪問回数、15業務内容、16訪問ヘルパー、17法区分、18受給者区分、19利用者番号、20廃止事由、21訪問状況、22税情報	
記録範囲	養育支援等ホームヘルパー訪問申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	申請を行う者からの申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	区立保育園の運営ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部保育課	
個人情報ファイルの利用目的	保育園園児・保護者の情報を適正に管理し、保育サービスの一助とするため	
記録項目	【児童・保護者情報】 ・児童に関する事項 1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5健康状態、6病歴、7障害の有無及び程度、8発達状況及び発達記録(人との交流状況、集団生活の状況、興味・関心へのかかわり、行動・特性、遊びの状況)、9趣味・し好 ・保護者に関する事項 1氏名、2生年月日、3住所、4世帯主との続柄、5親族関係、6電話番号、7年齢、8保護者のメールアドレス、9施設ID、10職業、11勤務先、12家庭状況、13居住状況、14登降園時間、15受託時間、16勤務時間、17通勤時間、18健康状態、19入園理由、20母親の健康状態(妊娠中・分娩・出産)、21送迎者	
記録範囲	区立保育園入園児とその保護者	
記録情報の収集方法	保護者からの書類提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	会計年度任用職員採用ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部保育課	
個人情報ファイルの利用目的	保育園での保育に従事する職員の採用時の履歴等の管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5メールアドレス、6世帯主との続柄、7親族関係、8電話番号、9年齢、10収入、11納税額等、12職業・職歴、13地位、14学歴、15資格、16勤務先、17通学校名、18健康状態、19病歴、20興味・関心へのかかわり、21行動・特性、22出産(予定)日、23連絡事項、24災害状況、25医療費の状況、26家庭状況、27趣味嗜好、28口座番号、29特技、30受託保育園	
記録範囲	会計年度任用職員及び任用選考申込者	
記録情報の収集方法	本人からの書類提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	実習生・ボランティアの受け入れファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部保育課	
個人情報ファイルの利用目的	保育実習生・ボランティアの受け入れの際の履歴等の管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5メールアドレス、6世帯主との続柄、7親族関係、8電話番号、9年齢、10職業・職歴、11学歴、12資格、13勤務先、14通学校名、15健康状態、16病歴、17興味・関心へのかかわり、18連絡事項	
記録範囲	保育実習生・ボランティア	
記録情報の収集方法	学校及び本人からの書類提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	障害児・配慮児の受け入れ	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部保育課	
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児の状況を把握することにより、配慮を要する児童の適正な保育の参考とするため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5年齢、6特別児童扶養手当受給（有無）開始時期、7健康状態、8障害の有無及び程度、9発達状況、10入所決定月日、11入所決定保育園	
記録範囲	入園希望の保護者、該当保育園で書類を提出した者	
記録情報の収集方法	該当児の保護者・保育園からの書類の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 総務部区政情報課	
	（所在地） 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	病児・病後児保育事業ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部保育課	
個人情報ファイルの利用目的	病児・病後児保育事業の利用者情報を適切に管理するため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5愛称、6電話番号、7勤務先、8通所保育施設、9転園年月日、10所得状況、11里親の有無、12続柄、13主治医名、14健康状態、15注意事項	
記録範囲	病児・病後児保育事業利用登録(申請書)を提出した者	
記録情報の収集方法	病児・病後児保育事業を利用する者からの申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	巡回支援相談員	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部保育課	
個人情報ファイルの利用目的	世田谷区内保育施設に対する支援と相談訪問を行う相談員の履歴等の管理のため	
記録項目	1戸籍的事項(氏名・性別・年齢・住所・電話番号)、2社会的地位(職業・職歴・学歴・資格)、3心身・健康状態、4口座番号・マイナンバーカード	
記録範囲	巡回支援相談員の委嘱を受けた者	
記録情報の収集方法	巡回支援相談員の委嘱を受けた者からの記録情報の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	緊急・一時保育ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部保育課	
個人情報ファイルの利用目的	区立保育園での緊急・一時保育利用の児童・保護者の情報を適正に管理し、保育サービスの一助とするため	
記録項目	【児童・保護者情報】 ・児童に関する事項 1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5健康状態、6病歴、7障害の有無及び程度、8発達状況及び発達記録(人との交流状況、集団生活の状況、興味・関心へのかかわり、行動・特性、遊びの状況)、9趣味・し好 ・保護者に関する事項 1氏名、2生年月日、3住所、4世帯主との続柄、5親族関係、6電話番号、7年齢、8保護者のメールアドレス、9施設ID、10職業、11勤務先、12家庭状況、13居住状況、14登降園時間、15受託時間、16勤務時間、17通勤時間、18健康状態、19入園理由、20母親の健康状態(妊娠中・分娩・出産)、21送迎者	
記録範囲	区立保育園緊急・一時保育利用児童とその保護者	
記録情報の収集方法	保護者からの書類提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	おでかけひろば(区立保育園)ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部保育課	
個人情報ファイルの利用目的	区立おでかけひろば利用者の園児・保護者の情報を適正に管理するため	
記録項目	【児童・保護者情報】 ・児童に関する事項 1氏名、2性別、3生年月日、4年齢 ・保護者に関する事項 1氏名、2住所(町名まで)	
記録範囲	区立おでかけひろば利用者	
記録情報の収集方法	保護者への聞き取りによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	保育施設利用に関する子育てサービスシステムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部保育認定・調整課	
個人情報ファイルの利用目的	子ども・子育て支援法に基づく給付認定、保育所等の利用調整及び保育料の賦課・徴収を行うため	
記録項目	【児童に関する事項】 1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5優先利用、6家庭状況、7健康状態、8入所希望年月日、9入所年月日、10入所終了年月日、11希望事業所、12契約事業所、13認定区分、14認定開始日、15認定終了日、16保育必要事由 【保護者に関する事項】 1氏名、2生年月日、3年齢、4続柄、5住所、6電話番号、7入園事由、8職業、9勤務先、10採用年月日、11就労日数・時間、12通勤経路・時間、13育児時間・育児短時間、14家庭状況、15健康状態、16口座情報、17課税情報、18保育料階層、19保育料額、20徴収金額	
記録範囲	給付認定申請書・保育園等入園申込書を提出した者	
記録情報の収集方法	保育施設を利用する者からの申請書・申込書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	「保育所入所、幼児教育・保育の無償化、及び保育施設補助金申請関連業務委託」の委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	保育園入園事務に関する保健福祉情報システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部保育認定・調整課	
個人情報ファイルの利用目的	子ども・子育て支援制度開始前の認可保育園の入園選考と保育料の賦課・徴収を行うため	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	子ども・子育て支援制度開始前に認可保育園申込をした者	
記録情報の収集方法	認可保育園を利用する者からの申込書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

記録項目（別紙）

【戸籍的事項】

1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5世帯主との続柄、6親族関係、7婚姻歴、8電話番号、9年齢、10住民となった年月日、11支援措置情報の有無

【経済活動】

1収入、2財産状態、3納税額等、4保育料の状況、5徴収金金額、6保育料階層

【社会的地位】

1職業、2職歴、3勤務先、4通学校名、5仕事内容、6雇用形態、7事業形態、8健康保険、9就学状況

【心身】

1健康状態、2病歴、3障害の有無及び程度、4発達状況、5集団生活の状況、6行動・特性、7遊びの状況、8出産(予定)日、9災害状況

【知識・能力】

1評価

【個人生活】

1家庭状況、2居住状況、3保育個人コード、4口座番号、5勤務先、6電話番号、7利用開始日・利用回数(総合福祉センター)、8登降園時刻、9受託保育園、10受託月日、11入園(決定)月日、12入園(決定)保育園、13保育年数、14入園希望園名、15保育状況、16産休・育休取得状況等、17介護者名、18介護状況

個人情報ファイルの名称	認可外保育施設利用者に対する保育料補助に関する保健福祉情報システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部保育認定・調整課	
個人情報ファイルの利用目的	認可外保育施設の利用者に対して、保育料の負担軽減補助の支給及び施設等利用費の給付を行うため	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	認可外保育施設利用者に対する保育料補助及び施設等利用費を請求した者及び同一世帯の者	
記録情報の収集方法	認可外保育施設利用者に対する保育料補助及び施設等利用費の請求をする者からの請求書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	「保育所入所、幼児教育・保育の無償化、及び保育施設補助金申請関連業務委託」の委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

記録項目（別紙）

【戸籍的事項】

1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6国籍、7本籍、8世帯主との続柄、9親族関係、10婚姻歴・離婚歴、11電話番号、12外国人登録の有無、13住民となった年月日

【経済活動】

1収入、2納税額等、3公的扶助受給の有無、4保育料の状況、5保育料階層

【社会的地位】

1職業・職歴、2学歴、3資格、4勤務先

【心身】

1健康状態

【個人生活】

1家庭状況、2口座番号、3居住状況、4趣味・思考、5無認可保育施設の委託料、6保育個人コード、7委託保育園、8保育年数

個人情報ファイルの名称	受動喫煙防止対策業務	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所健康企画課	
個人情報ファイルの利用目的	改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止対策条例の施行に伴う業務のため	
記録項目	1氏名、2住所、3親族関係、4世帯主との続柄、5性別、6生年月日、7電話番号、8収入、9納税額等、10家庭状況、11居住状況	
記録範囲	区民及び区内飲食店等の施設権限者等	
記録情報の収集方法	喫煙可能室設置に係る届出の提出及び本人からの聞き取りによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	委託先(シンテイ警備株式会社)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	人口動態調査(出生票)	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所健康企画課	
個人情報ファイルの利用目的	統計法に基づく基幹統計であり、人口動向を把握し厚生労働行政施策の基礎資料とするため	
記録項目	1子の氏名、2父母との続き柄(嫡出か否か)、3男女別、4生まれたとき、5生まれたところ(日本又は日本外)、6子の住所、7父母の氏名・生年月日、8父母の国籍、9同居を始めたとき、10子が生まれたときの世帯の主な仕事、11子が生まれたときの父母の職業、12子が生まれたところ及びその種別、13体重及び身長、14単胎・多胎の別、15妊娠週数、16子の母の出産した子の数、17出生に立ち会った者、18備考(胎児認知届提出の有無等)	
記録範囲	世田谷区へ戸籍法等による届出を行った者	
記録情報の収集方法	出生票の届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	東京都福祉保健局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	人口動態調査(死亡票)	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所健康企画課	
個人情報ファイルの利用目的	統計法に基づく基幹統計であり、人口動向を把握し厚生労働行政施策の基礎資料とするため	
記録項目	1氏名、2男女別、3生年月日、4死亡したとき、5死亡したところ、6死亡した人の住所、7死亡した人の国籍、8死亡した人の夫又は妻(有無・年齢)、9死亡したときの世帯の主な仕事、10死亡したときの職業・産業、11死亡したところの種別、12死亡の原因、13死因の種類、14外因死の追加事項、15生後1年未満で病死した場合の追加事項、16施設の所在地又は医師の住所及び氏名、17備考(死亡票作成理由、棄児等)	
記録範囲	世田谷区へ戸籍法等による届出を行った者	
記録情報の収集方法	死亡票の届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	東京都福祉保健局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	健康推進ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所健康企画課	
個人情報ファイルの利用目的	健康増進事業法に基づく各種検(健)診、健康保持のための各種検(健)診、伝染病の蔓延防止と感染予防、母子保健対策、健康づくり活動の援助・推進、狂犬病予防法に係る事務のため	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	世田谷区の住民基本台帳に登録のある者、住民基本台帳に基づかない住登外登録のある者	
記録情報の収集方法	SKY2システム・生保システムからのデータ連携、住登外登録者からの申請、検(健)診実施医療機関から共有される受診票による、【狂犬病予防法に係る事務】相談者、申請者本人からの直接収集、環境省マイクロチップ情報サイトからの収集による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	マイナンバー情報連携に伴う中間サーバへの副本登録、【狂犬病予防法に係る事務】官公署、弁護士会、大使館	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

記録項目（別紙）

【戸籍的事項】

1 口座情報、2 国籍、3 婚姻歴・離婚歴、4 氏名、5 住所、6 出身地、7 親族関係、8 世帯主との続柄、9 性別、10 生年月日、11 滞在地、12 電話番号、13 被扶養者の有無、14 保険証記号番号、15 本籍

【社会的事項】

1 資格、2 所属・施設名、3 職業・職歴、4 団体加入の有無

【経済活動】

1 医療費支払額、2 公的扶助の受給の有無、3 収入、4 障害年金受給額、5 特別徴収番号の有無、6 納税額等

【心身】

1 健康状態、2 検(健)診結果・所見、3 治療内容、4 主治医、5 障害の有無及び程度、6 生育歴、7 体力とデータ、8 妊娠出産歴、9 病歴、10 保健指導状況、11 予防接種実施状況、12 予防接種名

【個人生活】

1 運動量、2 家庭状況、3 海外渡航の概略、4 帰国日時、5 喫煙飲酒歴、6 居住状況、7 健康保険の種類、8 国民健康保険加入の有無、9 趣味・し好、10 食生活状況、11 滞在理由

【狂犬病予防法に係る事務】

1 申請日、2 申請変更履歴、3 変更内容、4 届出種類、5 事項分類、6 飼主区分、7 飼主氏名、8 法人代表、9 飼主住所、10 飼主電話番号、11 犬の所在地、12 犬の種類、13 犬の生年月日、14 犬の名称、15 犬の性別、16 犬の毛色、17 犬のその他特徴、18 備考(支援措置情報の有無等)、19 犬の鑑札番号、20 鑑札交付場所、犬のマイクロチップ番号、21 犬の登録年月日、22 転入交付区分、23 転出先・転入元鑑札番号、24 転出先・転入元飼主氏名、25 転出先・転入元住所、26 犬の狂犬病予防注射実施記録(年度、注射区分、注射済票番号、注射日、注射場所、交付区分、交付場所、猶予事由、猶予期間)、27 減免対象の有無、28 苦情相談件名及び内容

個人情報ファイルの名称	出産・子育て応援ギフト支給管理システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	出産・子育て応援事業における応援ギフト(給付金)の支給に係る審査のために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5電話番号、6宛名番号(区民健康情報システム整理番号)、7問合せ番号、8世帯番号、9世帯主氏名、10続柄、11異動情報、12妊娠出産状況、13面談実施状況、14支援措置情報、15メールアドレス、16口座情報、17健康状態(検診の受診状況、近況確認)、18生活環境、19生活習慣、20対応記録、21申請状況(申請書送付日、申請受付日)、22判定日、23支給種別(妊娠・出産)、24支給金額	
記録範囲	出産・子育て応援ギフトの支給対象者	
記録情報の収集方法	区が管理する区民健康情報システムの情報連携及び応援ギフト申請者からの申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	委託先(株式会社BlueShip)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	感染症サーベイランスシステム	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	感染症法に基づき感染者情報を医療機関・保健所・都道府県等の関係者間で電磁的に共有するため	
記録項目	1 疾病名、2 報告年月日、3 保健所受理日、4 診療所の名称、5 診断(検案)した者(死体)の類型、6 当該者氏名、7 性別、8 生年月日、9 診断時の年齢、10 診断時の年齢(月齢)、11 当該者職業、12 当該者住所、13 当該者電話番号、14 当該者所在地、15 当該者所在地電話番号、16 保護者氏名、17 保護者住所、18 保護者電話番号、19 病型、20 症状、21 診断方法、22 初診年月日、23 診断(検案)年月日、24 診断週、25 感染したと推定される年月日、26 発病年月日、27 死亡年月日、28 感染原因、29 感染経路、30 感染地域、31 AIDSと診断した指標疾患(HIVのみ)、32 居住地と国籍、33 ワクチンの接種歴等(入力対象の疾病のみ)、34 90日以内の海外渡航歴、35 治療状況	
記録範囲	届出対象者	
記録情報の収集方法	医師の届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	区民健康情報システム(WEL-MOTHER)	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	【難病対策】特定疾患(指定難病)医療費助成制度(難病法等)に基づき実施する支給認定手続を行うために利用する。【母子医療(小児慢性)】小児慢性特定疾病医療費助成制度(児童福祉法等)に基づき実施する支給認定手続を行うために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3個人番号、4住所、5電話番号、6保険情報、7受診医療機関情報、8疾病情報、9所得情報、10審査・認定情報	
記録範囲	【難病対策】特定医療費支給認定申請書を提出した者 【母子医療(小児慢性)】小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	【難病対策】申請を行う者からの特定医療費支給認定申請書の提出による 【母子医療(小児慢性)】申請を行う者からの小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルス感染症発生届・疫学調査票ファイル(令和3年1月以前)	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	感染症法に基づく届出による感染者の疫学調査等の記録を管理するため	
記録項目	1報告年月日、2病名、3医師名、4診断類型、5氏名、6生年月日、7診断時の年齢(月齢)、8性別、9職業、10住民登録している住所・電話番号、11居所の住所・電話番号、12保護者連絡先(氏名・住所・電話番号)、13勤務地・学校等、14国籍、15緊急連絡先(氏名・続柄・電話番号)、16診断(検案)年月日、17検体採取日、18発病年月日、19死亡年月日(死亡者検案の場合)、20ワクチン接種歴等、21重症化のリスク因子となる疾患等、22治療薬の投与又は酸素投与の必要性、23発生届出時点の重症度、24発生届出時点の入院の必要性、25発生届出時点の入院年月日、26職業、27診断方法、28症状等、29感染経路・感染原因、30感染地域、31検査結果、32パスポート番号、33健康状態、34基礎疾患、35治療状況、36療養状況、37その他感染症まん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項	
記録範囲	新型コロナウイルス感染者	
記録情報の収集方法	医師の届出及び本人等への調査による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	東京都、関係保健所、関係医療機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	定期予防接種管理ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	予防接種法に基づく予防接種対象者への個別勧奨及び実施記録の管理を行うために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5郵便番号、6生活保護受給情報、7住民となった日、8予防接種名称・回数、9接種日、10実施医療機関、11ワクチン名、12ワクチンロット番号・接種量、13ワクチンメーカー、14抗体検査情報(検査日、判定結果、検査法、抗体価、単位、検査番号)、15接種予診票発行窓口	
記録範囲	定期予防接種及び新型コロナワクチン臨時接種の対象者	
記録情報の収集方法	【項目1～7】住民記録システムからのデータ伝送による。【項目8～14】対象者が実施医療機関に提出した接種予診票により収集する。【項目15、個別勧奨記録】項目1～14の記録に基づく。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	マイナンバー情報連携に伴う中間サーバへの副本登録、予防接種等記録の電子計算機入力データ作成委託契約の請負業者(令和6年度は東京ソフトBPO株式会社)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	新型コロナワクチン接種記録集計アクセス	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所感染症対策課	
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナワクチンの臨時接種の記録を区民健康情報システム(WEL-MOTHER)を通じて適切に管理するため	
記録項目	1郵便番号、2住所、3氏名、4生年月日、5接種券番号、6接種履歴登録日時、7ロット番号、8ワクチンメーカー、9ワクチンの種類、10接種日、11自治体コード、12接種会場名、13接種医師名 (記録項目6～13は接種回数ごと)	
記録範囲	接種時点で世田谷区に住民登録を有しており、新型コロナワクチンの臨時接種を受けた者	
記録情報の収集方法	区民健康情報システム(WEL-MOTHER)の記録データによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	生活保健システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所生活保健課	
個人情報ファイルの利用目的	医事・薬事業務、環境衛生業務、食品衛生業務、人と動物との共生推進事業、鼠・害虫相談、水害消毒、狂犬病予防法事務における各事務事業の実施のため	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	環境衛生、食品衛生、動物衛生・医事・薬事等に係る各種サービスの利用者、相談者、許認可申請者等	
記録情報の収集方法	利用者、相談者、申請者本人からの直接収集による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	官公署、弁護士会、大使館	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

記録項目（別紙）

【医療施設(診療所等)の許可届出受理、監視指導事務】

1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5職種、6各種免許登録年月日、7各種免許登録番号、8従事者の就職・離職年月日、9苦情相談件名及び内容、10事前相談内容、11画像データ(図面)、12性別、13FAX番号、14メールアドレス

【薬局、高度管理医療機器販売業、毒物劇物販売業等の許可登録届出事務、監視指導事務】

1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5資格、6資格登録年月日、7資格登録番号、8従事者の就職・離職年月日、9苦情相談件名及び内容、10事前相談内容、11画像データ(図面)、12性別、13FAX番号、14メールアドレス

【環境衛生関係施設の届出受理、監視・指導事務】

・理容所等情報

1氏名、2生年月日、3住所、4本籍、5電話番号、6免許証等情報(交付団体、登録年月日、番号)、7従業年月日、8退職年月日、9委託先施設名、10委託先住所、11委託先電話番号、12業務用車両の自動車登録番号又は車両番号、13業務用車両の保管場所、14住宅宿泊管理業者の登録年月日、15住宅宿泊管理業者の登録番号、16届出住宅の用途に関する情報、17施設の規模に関する情報、18届出住宅の貸借に関する情報、19法定代理人の商号・名称又は氏名、20法定代理人の性別、21苦情相談件名及び内容、22監視記録内容、23事前相談内容、24画像データ(住民票の写し、届出書、身分証明書、法定代理人の同意書、誓約書、随時居住の用に供されていることの証明書類、図面、賃借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物又は転借物の転貸を承諾したことを証する書面、専有部分の用途に関する規約の写し、管理受託契約の締結時に交付された書面の写し、事前周知内容記録書、事前相談記録書、住宅の安全確保措置に関する国土交通大臣告示との適合状況チェックリスト、申出書、連名届出者に関する事項)、25国籍、26提供方式

・特定建築物所有者及び届出者、維持管理権原者情報

1氏名、2住所、3電話番号

・建築物環境衛生管理技術者情報

1氏名、2住所、3生年月日、4免状登録年月日、5免状登録番号

・水道技術管理者情報

1氏名、2住所、3電話番号

・飲用井戸所有者情報

1氏名、2住所、3電話番号

・社会福祉施設担当者情報

1氏名

・給水施設所有者情報

1氏名、2住所、3電話番号

【化製場等(化製場、死亡獣畜取扱場等)の許可届出受理、監視指導事務】

1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5FAX番号、6苦情相談件名および内容、7監視情報

【狂犬病予防法等に係る事務】

・犬の登録及び狂犬病予防注射に係る事務

1申請日、2申請変更履歴、3変更内容、4届出種類、5事項分類、6飼主区分、7飼主氏名、8法人代表、9飼主住所、10飼主電話番号、11犬の所在地、12犬の種類、13犬の生年月日、14犬名称、15犬の性別、16犬の毛色、17犬のその他の特徴、18備考(支援措置情報の有無等)、19犬の鑑札番号、20鑑札交付場所、犬のマイクロチップ番号、21犬の登録年月日、22転入交付区分、23転出先・転入元鑑札番号、24転出先・転入元飼主氏名、25転出先・転入元住所、26犬の狂犬病予防注射実施記録(年度、注射区分、注射済票番号、注射日、注射場所、交付区分、交付場所、猶予事由、猶予期間)、27減免対象の有無、28苦情相談件名及び内容

・犬のこう傷事故に係る事務

1受付情報(件名、受付日、申立方法)、2犬情報(マイクロチップ番号、鑑札番号、犬種、毛色、犬性別、犬名称、出生年月日、住所、特徴)、3飼主情報(飼主区分、飼主氏名、住所、電話番号)、4相談者(氏名、電話番号、住所)、5内容(匿名希望、報告の要否、内容)、6処理状況(処理日、処理内容)、7こう傷事故(発生日、発生時間、

記録項目（別紙）

住所、発生場所、登録区分、注射区分、済票番号、注射日、犬の事故時状況、被害者の事故時状況、犬の事故後行方、被害者情報、被害者の経過状況、外傷の程度、外傷部位・状態、受診先医療機関、第一通報者区分、事故当時飼い主の現認区分、被害者氏名、被害者住所、被害者電話番号、被害者数、飼い主への被害者情報提供の可否、事故状況、事故発生届送付日、事故発生届提出日、被害届有無、被害届送付日、被害届提出日、検診指示日、狂犬病鑑定結果、鑑定結果連絡日）、8事後処理（処理、指導内容）、9添付資料

・ペットの逸走及び動物の保護に係る事務

1 受付情報（件名、受付区分、受付日、申立方法）、2 動物情報（マイクロチップ番号、動物区分、種類、毛色、性別、動物名称、出生年月日、住所）、3 飼主情報（飼主区分、飼主氏名、住所、電話番号）、4 相談者（氏名、電話番号、住所）、5 内容、6 処理状況（処理日、処理内容）、7 逸走保護（逸走日・保護日、逸走時間・保護時間、毛長、首輪の有無、首輪の内容、特徴、逸走場所・保護場所、逸走場所住所等・保護場所住所等、動相センター連絡、警察連絡、動相センター保護依頼日、公示の有無、引取り期限日）、8 事後処理（解決日、受付番号との合致）、9 添付資料

【くらしと住まいの衛生に関する業務】

1 ねずみ・ハチ・水害後消毒等の環境衛生指導の依頼者情報（相談者氏名、相談者住所、相談者電話番号、相談内容（区分、内容など）、2 苦情・相談件名及び内容

【食品衛生許認可事務・監視指導】

1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 FAX番号、7 メールアドレス、8 食品衛生責任者資格、9 画像データ（図面）、10 苦情相談件名及び内容

【有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく試買調査】

1 試買先の氏名、2 住所、3 年月日、4 電話番号、5 試買品名、6 検査結果

個人情報ファイルの名称	重要文書收受簿兼経由処理簿(免許)ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所生活保健課	
個人情報ファイルの利用目的	東京都に進達した厚生労働大臣免許及び都道府県知事免許(医療関係、食品関係、クリーニング関係)の申請、籍訂正、書換え交付、再交付、返納、登録抹消を記録し、処理経過を管理するため	
記録項目	1重要文書名、2本籍地、3生年月日、4申請者名、5旧姓(免許に併記を希望する場合)、6通称名(免許に記載を希望する場合)、7住所、8電話番号、9処理経過(郵送先住所、勤務先、本人との連絡状況等)、10国籍(日本国籍でない場合)	
記録範囲	免許申請等を行う者	
記録情報の収集方法	免許申請等を行う者からの申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	証明書交付簿ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所生活保健課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保健業務に関する証明書の交付記録を管理するため	
記録項目	1 証明書交付日、2 証明書種別、3 申請者住所、4 申請者氏名	
記録範囲	証明書交付を申請する者	
記録情報の収集方法	証明書交付を申請する者からの申請書類の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	環境衛生業務ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所生活保健課	
個人情報ファイルの利用目的	墓地等経営許可申請書の申請、監視指導のため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所	
記録範囲	墓地等経営許可申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	墓地等の申請を行う者からの申請書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	官公署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	民泊制度運営システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所生活保健課	
個人情報ファイルの利用目的	住宅宿泊事業に関する事務のため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4ファクシミリ番号、5メールアドレス、6生年月日、7性別、8法定代理人の商号・名称又は氏名、9住宅の規模、10住宅宿泊管理業者の商号・名称又は氏名、11住宅宿泊管理業者の登録年月日、12住宅宿泊管理業者の登録番号、13届出住宅の貸借に関する情報、14届出住宅の転借に関する情報、15区分所有物に関する情報、16定期報告、17画像データ(住民票の抄本、住宅宿泊事業届出書、身分証明書、法定代理人の同意書、誓約書、随時居住の用に供されていることの証明書類、住宅の図面、賃借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物又は転借物の転貸を承諾したことを証する書面、専有部分の用途に関する規約の写し、管理受託契約の締結時に交付された書面の写し、事前周知内容記録書、事前相談記録書、住宅の安全確保措置に関する国土交通大臣告示との適合状況チェックリスト、連名届出者に関する事項、本人確認書類、変更届、廃止届)	
記録範囲	住宅宿泊事業の届出を提出した者	
記録情報の収集方法	住宅宿泊事業の届出を行う者からの届出書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	官公署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	重要文書收受簿兼経由処理簿(特定建築物届出)ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所生活保健課	
個人情報ファイルの利用目的	都物件(区内で延べ床面積が10,000㎡を超えるもの)の届出受付のため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	都物件の特定建築物を届出する者	
記録情報の収集方法	届出の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	重点支援給付金(追加給付金)システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部保健福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	給付金申請書の発送対象者の抽出及び支給可否の審査のため	
記録項目	1氏名(通称名を含む。)、2住所、3郵便番号、4生年月日、5個人番号、6性別、7申請書整理番号、8世帯番号、9宛名番号、10続柄、11異動事由、12異動日、13異動届出日、14住民日、15住定日、16住定届出日、17住民区分、18在留カード番号、19在留資格、20在留期間、21在留終期、22国籍コード、23前回口座情報、24生保受給有無、25申請書発送日、26申請書回答日、27申請書回答区分、28申請書再発行日、29勸奨通知発送日、30支給判定日、31振込予定日、32口座情報(金融機関名、支店名、口座区分、口座番号、口座名義)、33支給金額、34代理人氏名、35申請者との関係、36代理委任区分、37代理人郵便番号、38代理人住所、39メモ(障害の有無、DV等の記述を含む。)、40住民税課税区分、41本人税、42扶養者税	
記録範囲	令和5年12月1日時点で世田谷区に住民登録のある者、令和5年12月1日から令和6年7月31日までに世田谷区に住民登録された者	
記録情報の収集方法	本人からの収集並びに公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律を根拠とした収集及び利用による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	委託先(富士通Japan株式会社、TOPPANエッジ株式会社)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	ぷらっとホーム世田谷支援情報(キントーン)	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	ぷらっとホーム世田谷の支援対象者の情報管理及び適切な支援実施のために利用する。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6メールアドレス、7相談対象者に関する情報(氏名、続柄、生年月日等)、8家族に関する情報(氏名、続柄、所属・職業等)、9相談内容、10本人同意の有無、11相談経路・相談歴、12主訴・状況(生活歴、家族・地域関係・住まいの状況、健康・障害の状況、収入・公的給付・債務等の状況、職業・職歴等)、13緊急支援の内容、14課題・特性、15支援方針、16スクリーニング内容、17就労状況、18ひきこもりに関する情報(ひきこもり期間、きっかけ、生活状況等)、19支援プランの作成に関する情報(解決したい課題、目標、プラン内容等)、20支援プランの評価に関する情報(目標の達成状況、見られた変化、利用実績等)、21支援経過(対応方法、対応相手先、対応内容等)	
記録範囲	ぷらっとホーム世田谷の支援対象者	
記録情報の収集方法	電話、面談、電子メール、「相談受付・申込票」の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	メルクマールセタがや支援情報(キントーン)	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	メルクマールセタがやの支援対象者の情報管理及び適切な支援実施のために利用する。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6メールアドレス、7相談対象者に関する情報(氏名、続柄、生年月日等)、8家族に関する情報(氏名、続柄、所属・職業等)、9相談内容、10本人同意の有無、11相談経路・相談歴、12主訴・状況(生活歴、家族・地域関係・住まいの状況、健康・障害の状況、収入・公的給付・債務等の状況、職業・職歴等)、13課題・特性、14支援方針、15就労状況、16ひきこもりに関する情報(ひきこもり期間、きっかけ、生活状況等)、17支援経過(対応方法、対応相手先、対応内容等)	
記録範囲	メルクマールセタがやの支援対象者	
記録情報の収集方法	電話、面談、電子メール、「相談受付・申込票」の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	国保特定健診ファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部国保・年金課	
個人情報ファイルの利用目的	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査及び保健指導の実施のために利用する。	
記録項目	1氏名、2被保険者番号、3住所、4生年月日、5連絡先、6健診結果、7健診結果の過去の履歴	
記録範囲	世田谷区国民健康保険被保険者(40歳～74歳)	
記録情報の収集方法	東京都国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムより抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	区民健康情報システム(WEL-MOTHER)	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	世田谷保健所生活保健課	
個人情報ファイルの利用目的	【狂犬病予防法に係る事務】犬の登録及び狂犬病予防注射に係る事務を行うために利用する。	
記録項目	1申請日、2申請変更履歴、3変更内容、4届出種類、5事項分類、6飼主区分、7飼主氏名、8法人代表、9飼主住所、10飼主電話番号、11犬の所在地、12犬の種類、13犬の生年月日、14犬名称、15犬の性別、16犬の毛色、17犬のその他の特徴、18備考(支援措置情報の有無等)、19犬の鑑札番号 20鑑札交付場所、犬のマイクロチップ番号、21犬の登録年月日、22転入交付区分、23転出先・転入元鑑札番号、24転出先・転入元飼主氏名、25転出先・転入元住所、26犬の狂犬病予防注射実施記録(年度、注射区分、注射済票番号、注射日、注射場所、交付区分、交付場所、猶予事由、猶予期間)、27減免対象の有無、28苦情相談件名及び内容	
記録範囲	【狂犬病予防法に係る事務】畜犬登録及び狂犬病予防注射の利用者及びその犬に関する苦情相談者	
記録情報の収集方法	相談者、申請者本人からの直接収集、環境省マイクロチップ情報サイトからの収集による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	【狂犬病予防法に係る事務】官公署、弁護士会、大使館	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	令和6年度価格高騰重点支援給付金システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部保健福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	給付金申請書の発送対象者の抽出及び支給可否の審査のため	
記録項目	1氏名(通称名含む)、2住所、3郵便番号、4生年月日、5個人番号、6性別、7申請書整理番号、8世帯番号、9宛名番号、10続柄、11公金受取口座情報、12支援措置情報、13令和6年度個人住民税所得割額、14個人住民税における扶養親族数(控除対象配偶者含み、国外居住者除く)、15個人住民税定額減税可能額、16個人住民税控除不足額、17令和6年推計所得税額(令和5年所得税額)、18所得税における扶養親族数(控除対象配偶者含み、国外居住者除く)、19所得税定額減税可能額、20所得税控除不足額、21調整給付額(円単位)、22調整給付額(万円単位)、23振込予定日、24口座情報(金融機関名、支店名、口座区分、口座番号、口座名義)、25支給金額、26代理人氏名、27申請者との関係、28代理人生年月日、29代理人電話番号、30代理人郵便番号、31代理人住所、32メモ(障害の有無、DV等の記述含む場合有)	
記録範囲	令和6年1月1日時点で世田谷区に住民登録のある者、令和6年度個人住民税の課税権を世田谷区が持つ者、令和6年6月3日時点で世田谷区に住民登録のある者、令和6年6月3日から令和6年10月15日までに世田谷区に住民登録された者	
記録情報の収集方法	本人からの収集並びに公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律を根拠とした収集及び利用による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	委託先(株式会社Blueship)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	令和6年度物価高騰対策給付金システムファイル	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉政策部保健福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	給付金申請書の発送対象者の抽出及び支給可否の審査のため	
記録項目	1氏名(通称名含む)、2住所、3郵便番号、4生年月日、5性別、6申請書整理番号、7世帯番号、8宛名番号、9続柄、10電話番号、11口座情報(金融機関名、支店名、口座区分、口座番号、口座名義)、12支援措置情報、13振込予定日、14支給金額、15代理人氏名、16申請者との関係、17代理人生年月日、18代理人電話番号、19代理人郵便番号、20代理人住所、21メモ(障害の有無、DV等の記述含む場合有)、22住民税課税区分、23本人税、24扶養者税、25租税条約に基づく住民税の免除の届出の有無	
記録範囲	令和6年12月13日時点で世田谷区に住民登録のある者、令和6年12月13日から令和7年6月30日までに世田谷区に住民登録された者	
記録情報の収集方法	本人からの収集並びに公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律を根拠とした収集及び利用による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	委託先(株式会社Blueship)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	総務部区政情報課
	(所在地)	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	東京都保育士等キャリアアップ研修修了者名簿	
実施機関の名称	世田谷区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・若者部保育課	
個人情報ファイルの利用目的	世田谷区で実施した東京都保育士等キャリアアップ研修の修了者についての情報を管理し、また修了者の申請に応じて修了証を再発行するために利用する。	
記録項目	1 保育士登録番号、2 氏名、3 生年月日、4 住所、5 勤務先名称、6 勤務先所在、7 修了した研修分野、8 修了証番号、9 修了年月日	
記録範囲	令和6年度以降、世田谷区で実施する東京都保育士等キャリアアップ研修を修了した者	
記録情報の収集方法	世田谷区で実施する東京都保育士等キャリアアップ研修に申し込んだ者からの記録情報の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部区政情報課	
	(所在地) 〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	